



のぞみ信用組合の現状

Disclosure **2026**



みなさまの〈のぞみ〉をかなえるパートナー

のぞみ信用組合

Disclosure 2026

■ 概 要 ■

設 立	昭和27年6月24日 (開業:昭和27年7月21日)
出 資 金	3,232百万円
組 合 員	51,719人
店 舗 数	14店舗
役 職 員	212名(うち、常勤役員9名)
営 業 区 域	大阪府全域 (令和8年3月末現在)

■ 沿 革 ■

昭和27年6月	大阪化繊取引所及び大阪三品取引所の会員による 職域信用組合として事業認可
昭和27年7月	大阪商業信用組合として事業開始
昭和28年7月	職域信用組合から地域信用組合へ変更 営業区域を大阪府内一円に拡張
昭和37年9月	本店を大阪市中央区東高麗橋2番35号に移転
平成16年1月	大阪庶民信用組合と合併し、のぞみ信用組合に 名称変更
平成16年5月	本店を現所に移転(大阪市中央区内本町2丁目3番5号)



■最寄駅 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅下車
13番出口を東へ徒歩5分
地下鉄谷町線・中央線「谷町4丁目」駅下車
3番出口を西へ徒歩5分

Contents

概要・沿革	1	サイバーセキュリティ管理基本方針・	
ごあいさつ・経営理念・行動指針	2	ATMオンラインネットワークサービスについて	20
令和7年度 事業の概況	3	取引時確認のお願い	21
第74期通常総代会の開催、		振り込み詐欺救済法について・	
総代会制度について、総代選挙について	5	預金者保護法への対応について	22
お客様アンケート調査について	7	適切な勧誘・募集について	23
第7次中期経営計画	10	組織図、役員体制、会計監査人の名称	24
地域・社会貢献活動	11	手数料一覧	25
地域密着型金融の取り組み	13	主要な事業のご案内	26
のぞみ信用組合「SDGs宣言」	15	主要な商品のご案内	27
経営管理について	17	店舗等一覧、営業区域・店舗の状況	29
マネー・ローンダリング、テロ資金供与		資料編	30
及び拡散金融対策に係る基本方針	19	索引	52

ごあいさつ

平素は、のぞみ信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

本年も、ディスクロージャー誌「のぞみ2026」を作成いたしましたので、ご高覧いただき当組合に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

さて、令和7年度の日本経済は、不安定な国際情勢の中において内需の底堅さに支えられ、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

当組合の主要取引先である中小・小規模事業者の事業環境は、米国の通商政策や中国によるレアアース輸出規制、中東情勢悪化による原油価格の高騰等の外部要因の影響により、先行きには不透明感が増しております。

金融行政にあつては、日銀によるゼロ金利政策が解除され金利のある世界に移行し、昨年12月の利上げにより政策金利は0.75%と約30年振りの高水準となりました。

このような環境下において令和7年度は、第7次中期経営計画の2年目として、お客様との信頼関係の構築を一段と深め、「地域において真に必要な金融機関」を目指してまいりました。「お客様目線に立った金融サービスの実践」としては、全店でお取引先さまへの取引先見学を行い、現場に足を運び、経営課題の把握に努めた上で、課題解決に向けた提案をさせていただきました。地域経済への貢献としては、引き続き大阪府の「子ども輝く未来基金」を継続的に支援することを目的に社会貢献型定期預金を販売し、同基金に対し寄付を行ったほか、盲導犬育成事業に対する応援の一環としては、社会福祉法人日本ライトハウスの盲導犬育成事業に対する寄付を行いました。また、お客様の利便性向上では、相続事務の本部集中化や外部機関である大阪府事業承継・引継ぎ支援センター、大阪府よろず支援拠点と連携し経営改善支援や事業承継の支援に努めました。

当年度も引き続き相互扶助の理念のもと、地域の皆様の様々な課題を解決に向け全力で取り組んでまいります。

役職員一同、鋭意努力を重ねてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

理事長 平野 二三記



経営理念

地域と人にやさしいコミュニティバンクとして
中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、
きめ細かな金融サービスを通じて、
みなさまの〈のぞみ〉実現のパートナーになります。

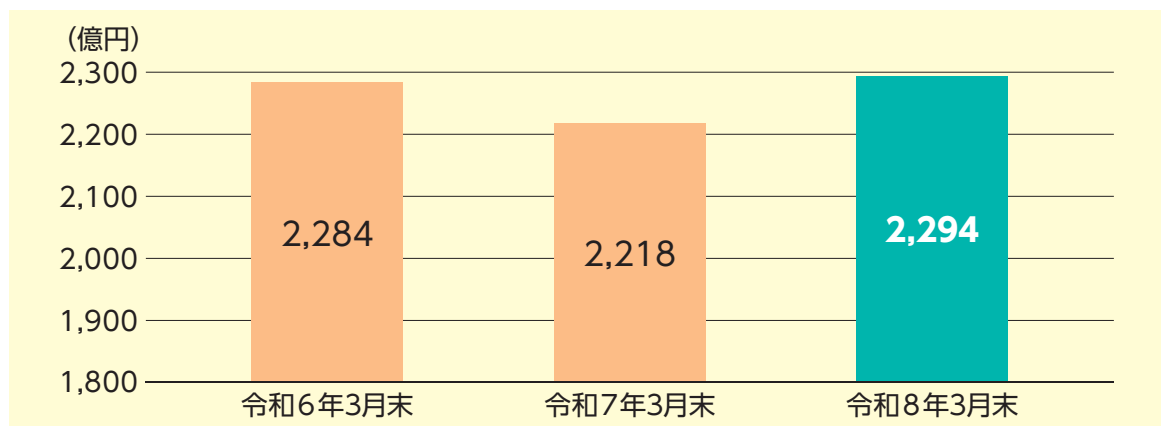
行動指針

1. 私たちは、お客様の信頼こそが組合存続の礎と考え、法と正しい倫理に基づき、責任をもって行動します。
2. 私たちは、お客様の立場に立って考え、その真のニーズに応えます。
3. 私たちは、厳正なリスク管理の下に、健全経営を行います。
4. 私たちは、お客様と地域とのコミュニケーションを重視し、情報開示を積極的に行います。
5. 私たちは、お客様のお役に立てる金融サービスを提供するため、能力の向上に努めます。
6. 私たちは、相互信頼のもとに活力に溢れた働き甲斐のある企業風土をつくります。

令和7年度 事業の概況

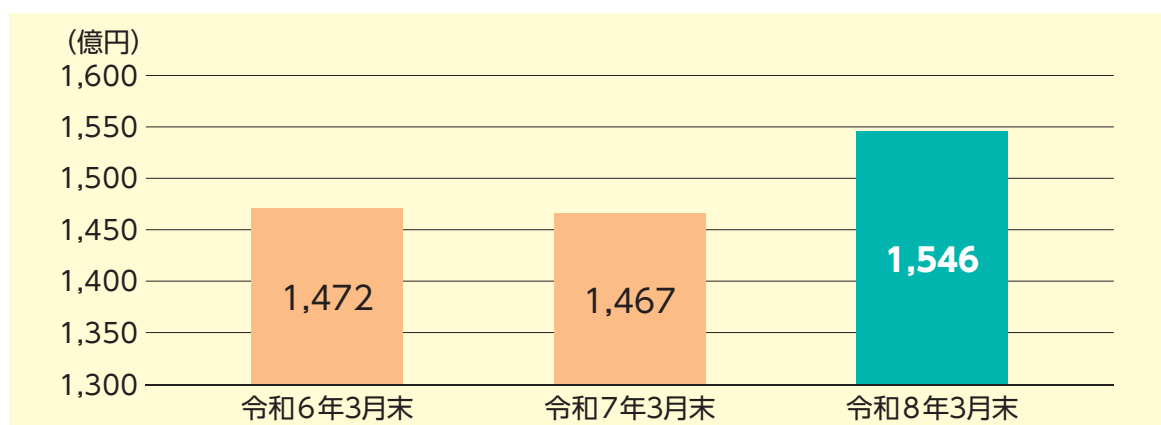
● 預金積金は、前期比75億円の増加

預金積金残高は前期末比75億円増加(3.41%増)の2,294億円となりました。



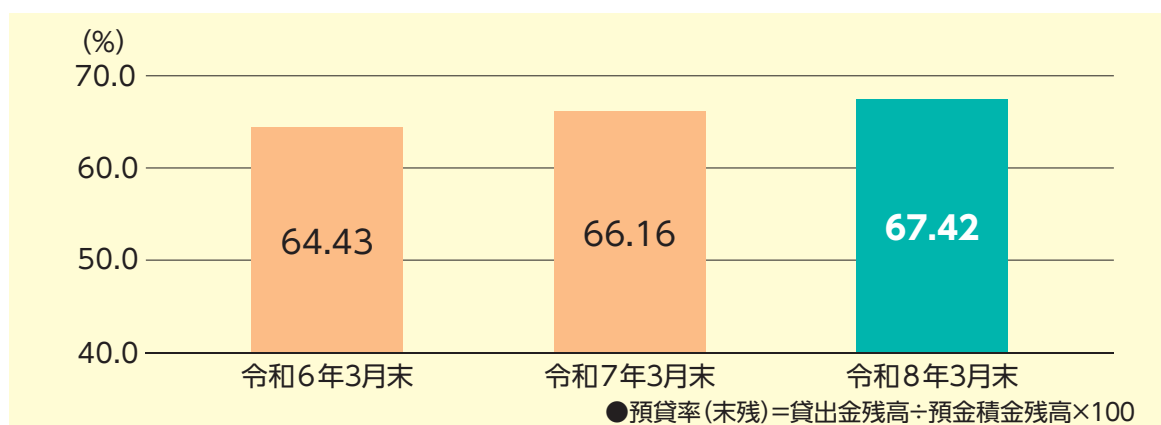
● 貸出金は、前期比79億円の増加

「お客様に喜ばれる取引の実践」の継続推進に注力した結果、貸出金残高は前期末比79億円増加(5.39%増)の1,546億円となりました。



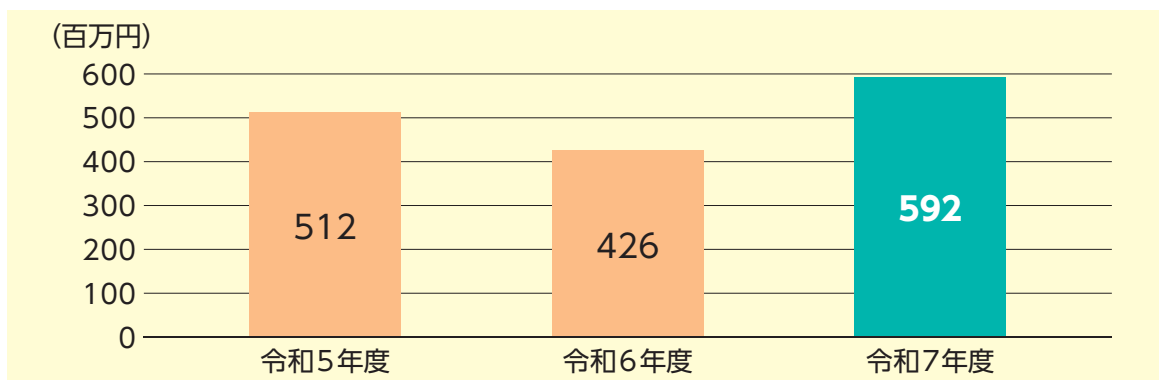
● 預貸率は、67.42%に上昇

預金積金より貸出金の増加幅が大きく、預貸率は前期末比1.26ポイント上昇の67.42%となりました。

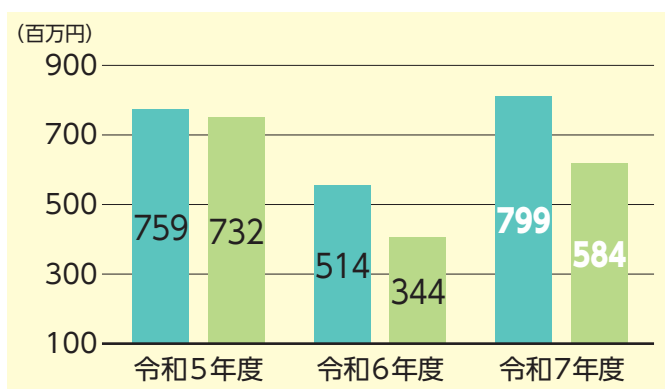


● コア業務純益は、前期比165百万円の増加

貸出金利息収入や運用収益の増加が、預積金利息や人件費をはじめとする経費の増加を上回ったため、前期末比165百万円増加(38.95%増)となりました。



● 経常利益・当期純利益は、ともに増加



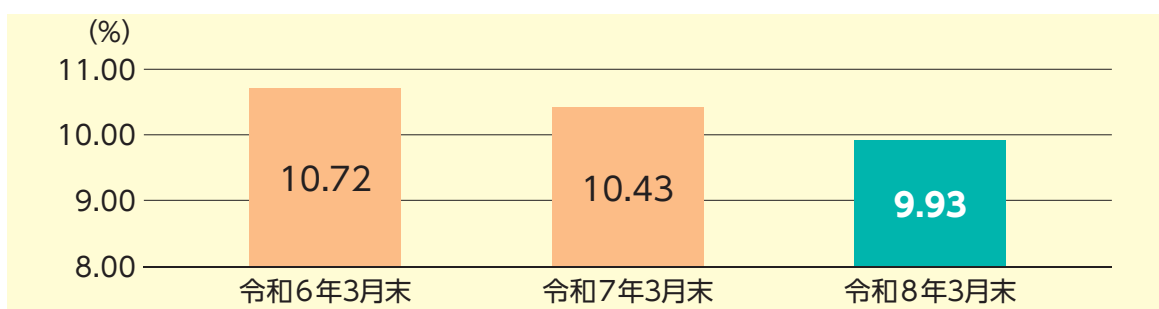
経常利益は285百万円増加の799百万円、当期純利益は、239百万円増加の584百万円となりました。

- 経常利益=経常収益-経常費用
- 当期純利益=経常利益+特別損益-法人税等
-法人税等調整額

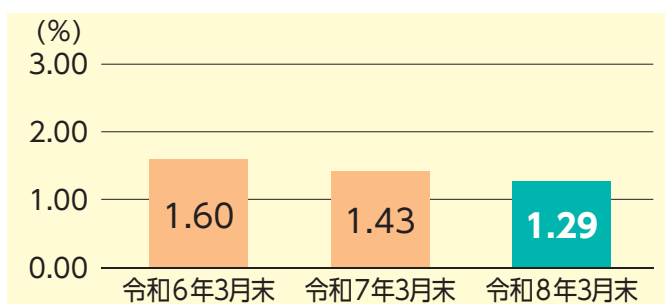


● 自己資本比率は、前期比0.50ポイント低下

資産の安全性を示す自己資本比率は、前期末比0.50ポイント低下し9.93%となりましたが、国内基準である4%を大きく上回る水準を確保しております。



● 不良債権比率(金融再生法基準)は、0.14ポイント低下



不良債権比率は、前期末比0.14ポイント低下の1.29%となりました。

- 金融再生法基準不良債権比率=
開示債権額(不良債権額)÷総与信額×100

第74期 通常総代会の開催

第74期通常総代会が、令和8年6月25日(木)午前10時より、当組合本店において開催されました。当日は総代数117名のうち、出席25名(うち委任状による代理出席4名)及び書面による議決権行使91名、合わせて116名により全議案が可決承認されました。

● 議 案

【報告事項】

第74期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)事業報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

【決議事項】

第1号議案：第74期剰余金処分案承認の件

第2号議案：第75期(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)事業・収支計画案承認の件

第3号議案：組合員除名の件

I. 所在不明の組合員除名について

II. 債務不履行の組合員除名について

第4号議案：理事選任の件

理事5名の選任について



総代会制度について

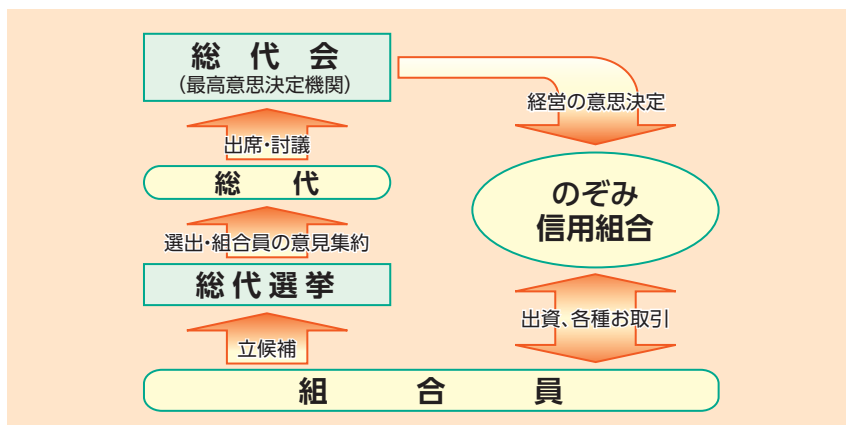
● 総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員が51,719名(令和8年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



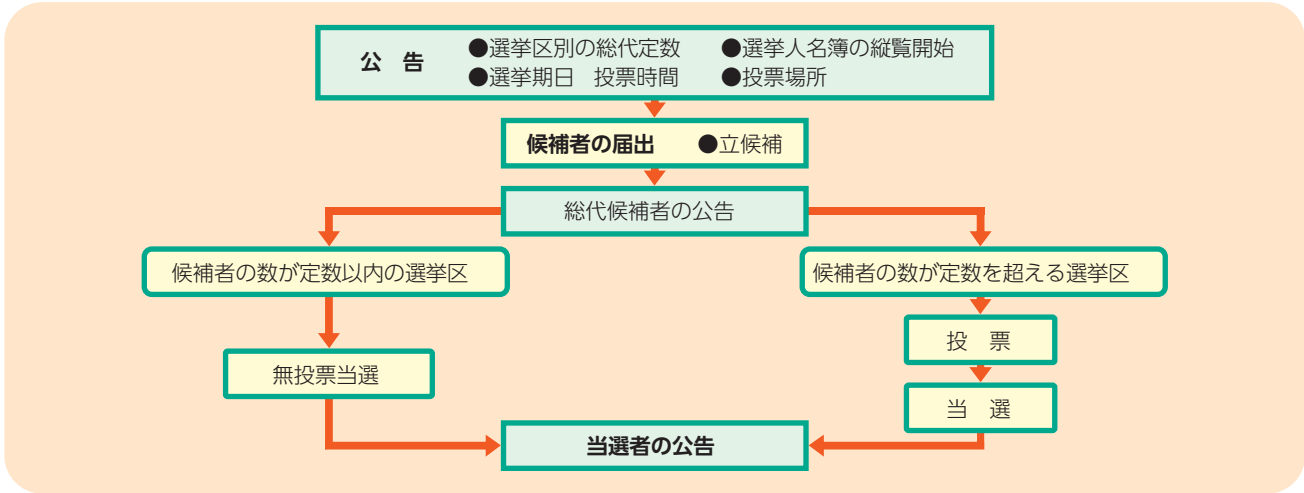
● 総代の選出、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款及び総代選挙規約に基づき選出されます。選挙区は地域的に近い営業店のまとまりを基本として、3選挙区に区分しております。

総代の定数は100名以上120名以内で任期は3年です。

総代選挙について

● 総代選挙までの手続

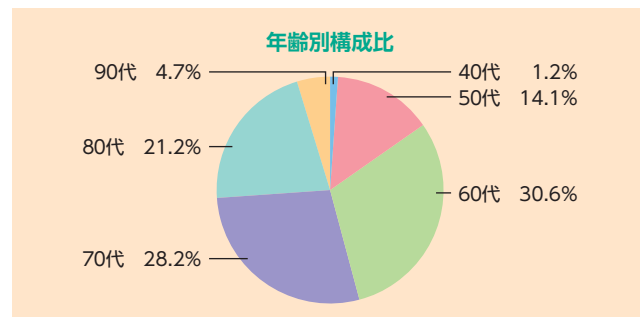
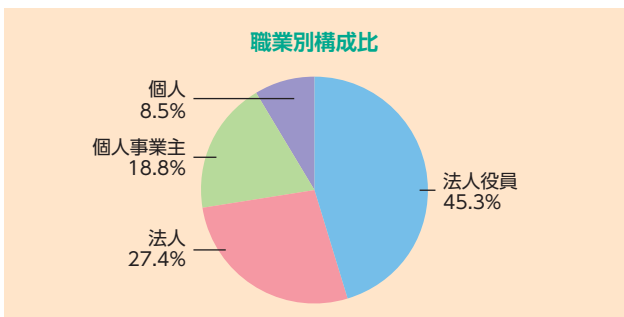


● 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名・構成比

(令和8年6月30日現在)

総代氏名							
第1区 大阪市 (総代定数：54名、総代数：54名)							
上田八木短資株式会社	〔＊〕	株式会社ニューモアカラー	〔5〕	株式会社コーニッシュ	〔2〕	四宮 務	〔2〕
中尾印刷株式会社	〔＊〕	昌栄機工株式会社	〔8〕	株式会社F D S	〔2〕	川上 博	〔9〕
吉本 治正	〔＊〕	株式会社ツタハラ	〔5〕	タイヨーハウス株式会社	〔1〕	木村 重治	〔5〕
株式会社久寿野木ビルディング	〔＊〕	株式会社たかぎ商店	〔5〕	田中 昭年	〔1〕	平田 貴子	〔3〕
カワセコンピュータサプライ株式会社	〔＊〕	橋本商事株式会社	〔2〕	泉 武志	〔1〕	川本 公夫	〔9〕
株式会社星和ビジネスリンク	〔9〕	名阪観光株式会社	〔2〕	有澤 正記	〔1〕	山本 将義	〔6〕
星光ビル管理株式会社	〔＊〕	萬里商事株式会社	〔＊〕	玉木 智哲	〔1〕	竹内 和良	〔5〕
株式会社セイカ	〔＊〕	株式会社賃住	〔8〕	富士電装株式会社	〔＊〕	岡村印刷工業株式会社	〔＊〕
西谷商事株式会社	〔＊〕	日光パッキン株式会社	〔＊〕	佐々木 淳	〔4〕	内山 順吉	〔3〕
奥谷 森一	〔9〕	株式会社ヒガシホールディングス	〔＊〕	岡田 勝身	〔9〕	齋藤 昇	〔8〕
梅津 好文	〔9〕	大阪北合同運送株式会社	〔＊〕	城阪 勝喜	〔4〕	大西 啓太郎	〔3〕
日本タルク株式会社	〔＊〕	中村 太	〔4〕	辻 憲治	〔4〕	酒木 信良	〔2〕
黒田 清行	〔6〕	帰山 福博	〔9〕	原口 茂	〔5〕		
上西 宏侑	〔9〕	花田 利彦	〔4〕	難波 利正	〔4〕		
第2区 守口市、吹田市、枚方市、豊中市、大東市 (総代定数：34名、総代数：34名)							
小路 喜代一	〔＊〕	樋上 幸夫	〔9〕	大久保 彰	〔5〕	大本 博一	〔5〕
株式会社ザ鈴木	〔9〕	山内 久生	〔＊〕	株式会社TAMAYURA	〔2〕	倉田 八永子	〔1〕
龍建設工業株式会社	〔6〕	株式会社大築	〔5〕	橋内 英樹	〔2〕	鹿嶋 道治	〔1〕
丸山 和豊	〔5〕	株式会社ライブエステート	〔2〕	松本 信治	〔8〕	藤本 和俊	〔9〕
近藤 浪子	〔5〕	中井 利夫	〔2〕	岸野 肇夫	〔9〕	川村 悟司	〔5〕
吉岡 浩二	〔1〕	青木 荒義	〔2〕	松本 和美	〔9〕	北井 秀樹	〔3〕
大昭建設株式会社	〔＊〕	谷口 秀樹	〔1〕	緒賀 智子	〔9〕	大島 明	〔1〕
近藤 利三郎	〔＊〕	小林 和美	〔8〕	牧野 嘉伸	〔6〕		
松清 俊春	〔9〕	坂本 一彦	〔8〕	米田 弘樹	〔5〕		
第3区 八尾市、東大阪市、堺市 (総代定数：32名、総代数：29名)							
塚口 純行	〔＊〕	北川 忠嗣	〔8〕	盛尾 清和	〔6〕	山浦 富美代	〔3〕
西尾 晴夫	〔7〕	森井 慎治	〔5〕	中野 敏彦	〔3〕	吉田 昌広	〔9〕
今村 雄二	〔6〕	西川 栄三郎	〔1〕	星川 達郎	〔1〕	澤 正行	〔4〕
井之上 浩	〔4〕	西野 克美	〔5〕	細川 伸二	〔1〕	音野 裕司	〔3〕
藤井 庸二	〔3〕	南條 保彦	〔5〕	株式会社井野屋	〔7〕	谷 好明	〔2〕
藤井 利秋	〔3〕	森 保博	〔2〕	加茂 正徳	〔9〕		
谷口 正人	〔1〕	鶴田 慎一	〔2〕	森川 泰秀	〔9〕		
木田 潔	〔＊〕	後藤 紋子	〔＊〕	松下 導治	〔9〕		

(注) 氏名の後に就任回数(任期3年)を記載しております(敬称略、順不同)。なお、就任回数が10回以上の場合は、〔*〕で表示しております。



お客様アンケート調査について

当組合では、地域に密着し利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立を目指す取り組みの一環として平成17年度より『お客様アンケート調査』を実施しております。

令和7年度も21回目となるアンケート調査を実施いたしました。今回のお客様アンケートにおいても、お取引先の皆様から多大のご協力と多くの貴重なご意見を頂きました。ご協力いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。頂戴したご意見を真摯に受けとめ、以下のとおり業務改善に取り組んでまいります。

令和7年度の業務改善の実績(第20回アンケート調査を踏まえた取り組み)

改善項目	具体的改善策	実施内容・時期
お客様の利便性向上・サービスの充実に向けて	●デジタル化や本部一括管理による手続きや商品を進めるとともに、お客様の利便性向上に努めてまいります。	長らく営業店で受付をしていた、相続手続きの本部集中化を開始しました。お客様にご来店いただくなくても手続きを行えるようになり、手続き書類についても簡便化したものになりました。今までニーズが多かった営業店での電子メールの導入を行い、決算書の徴求等において利便性向上に努めました。
	●様々な経営支援（お客様サポート・資金繰り支援・ビジネスマッチングによる販路拡大支援等）に努めてまいります。	様々な経営支援の一環として「お客様サポート室」により、事業者支援を深めました。事業承継引継支援センターや大阪府よろず支援拠点と連携し、お客様より相談時の同行訪問やフォロー等の経営支援を行っております。さらに全店でお取引先見学により、お客様を知る活動を行い、今後の経営相談につなげております。
	●お客様へのサービス向上に向けて、元気な挨拶・明るい笑顔での接客を心掛けるとともに、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいります。研修等を通じて当組合職員のスキルアップに努めます。	ご来店されたお客様に対し、どのような場面であっても、“元気な挨拶・明るい笑顔での対応”を行うことができるように取り組んでおります。また、今年度は、新たに不動産融資推進研修や高齢者・障がい者対応研修を実施し、サービス向上に努めております。
地域の皆様に安心し、より親しみを感じて頂くために	●営業店主導のイベントや地元商店街等とのタイアップを通じた地域交流や、「盲導犬育成事業」をはじめとした社会貢献活動に取り組んでまいります。	営業店主導による営業店感謝祭を開催しております。一部営業店においては、社会見学の受け入れを行う等、地域交流に取り組みました。社会貢献活動については、盲導犬育成事業を応援する目的として、社会福祉法人日本ライトハウス様へ、寄付を行いました。
	●お客様に相談していただけるよう信頼関係を深めるとともに、ニーズにあった提案・提供に努め、お客様に喜ばれる取引の推進に努めます。	営業担当者がお客様のもとを訪問し、深耕を図り信頼関係を深め、お客様のニーズに沿った提案を行い、喜ばれる取引へとつなげております。
	●「SDGs宣言」公表をふまえ、地域社会の持続的発展に協力してまいります。	大阪市が発行する大阪市第4回グリーンボンドへの投資を行いました。また、複数営業店においては、フードロス対応や子ども食堂等への応援を目的に、地元の社会福祉協議会を通じて、フードドライブへの協力を行いました。今年度も、子どもたちが同じスタートラインに立ち、輝く未来に向かって進むことができるよう大阪府が設置した「子ども輝く未来基金」へ寄付を行いました。

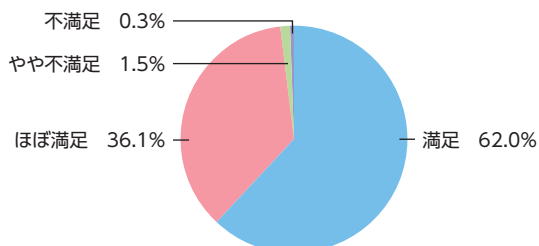
令和8年度の業務改善取り組み方針(第21回アンケート調査を踏まえた改善策)

改善項目	具体的改善策
お客様の利便性向上・サービスの充実に向けて	●お客様の待ち時間短縮を行い、さらなるサービスの向上に努めてまいります。
	●様々な経営支援（お客様サポート・資金繰り支援・ビジネスマッチングによる販路拡大支援等）に努めてまいります。
	●お客様へのサービス向上に向けて、新入職員からベテランの職員まで、すべての職員が元気な挨拶・明るい笑顔での接客を心掛けるとともに、迅速かつ丁寧な対応に努めお客様に喜んでいただけるような接客を心がけていきます。
地域の皆様に安心し、より親しみを感じて頂くために	●営業店主導のイベントや地元商店街等とのタイアップを通じた地域交流や、「盲導犬育成事業」をはじめとした社会貢献活動に取り組んでまいります。
	●当組合のホームページのリニューアルを行い、お客様への発信力を高め理解につなげてまいります。
	●「SDGs宣言」公表をふまえ、さらなる地域社会の持続的発展に協力してまいります。

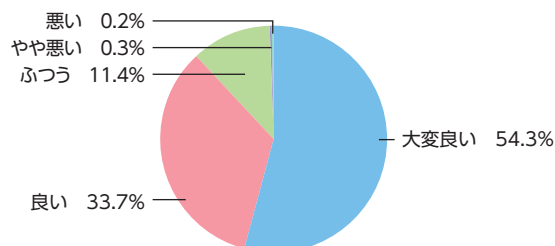
第21回お客様アンケート調査の実施要領

- 調査実施期間 令和8年1月8日(木)～令和8年1月30日(金)
- 調査対象 ・融資又は預金のお取引先（店頭来店先・営業担当者訪問先）
・1店舗あたり30～90先（店舗毎のお取引先数割）を無作為に抽出
- 調査方法 店頭又は訪問により依頼、二次元バーコード読み取りによる回答、無記名
- 調査先数 総先数700先
- ご回答総数 587先（回収率83.9%）

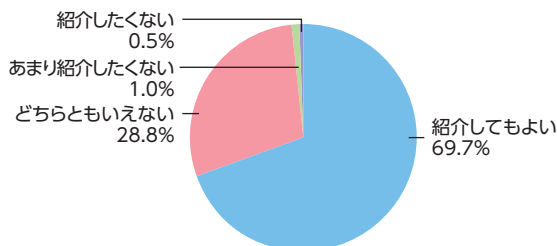
Q1：当組合に対する総合的な満足度についてお聞かせ下さい。



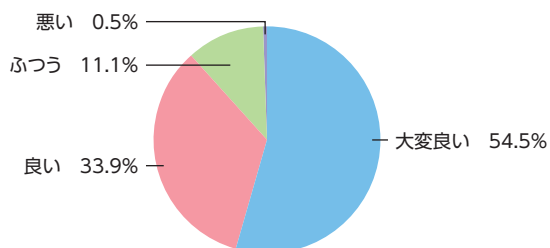
Q2：お取引店舗の印象についてお聞かせ下さい。



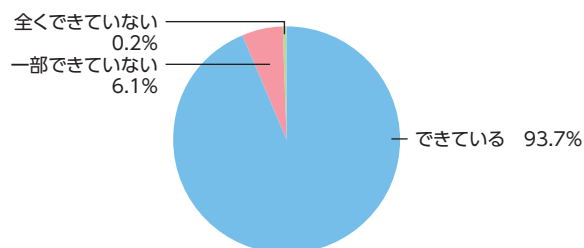
Q3：当組合を紹介してもよいとお聞かせ下さい。



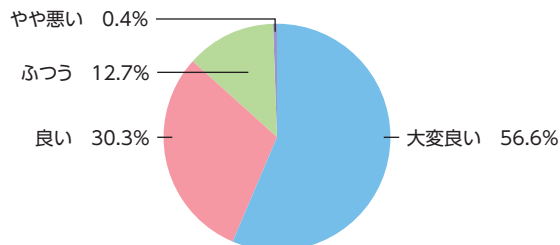
Q4：職員の電話応対についてお聞かせ下さい。



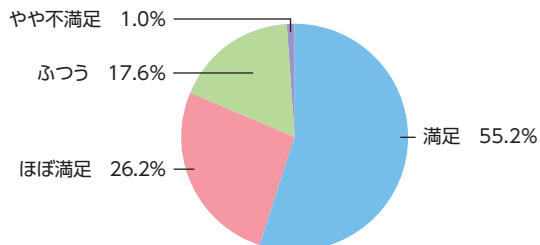
Q5：「元気な挨拶・明るい笑顔」で接客についてお聞かせ下さい。



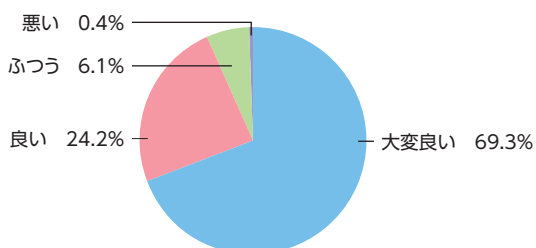
Q6：窓口職員の接客マナーについてお聞かせ下さい。



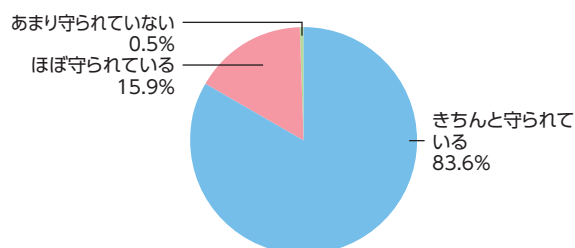
Q7：窓口職員の説明の分かりやすさについてお聞かせ下さい。



Q8：営業担当者の接客マナーについてお聞かせ下さい。

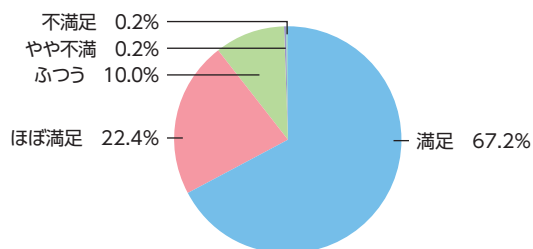


Q9：営業担当者の訪問日時の約束についてお聞かせ下さい。

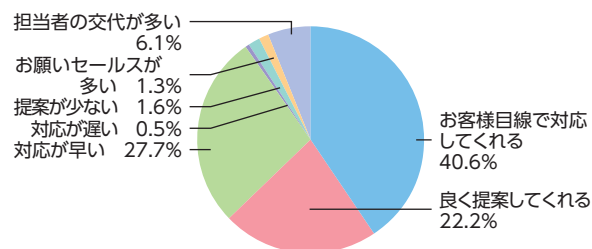


お客様アンケート調査について

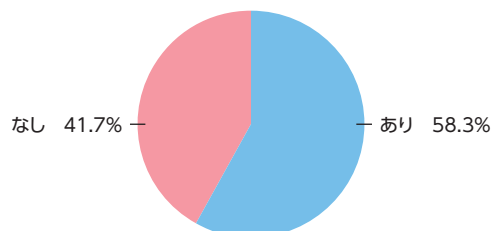
Q10：営業担当者の説明の分かりやすさについてお聞かせ下さい。



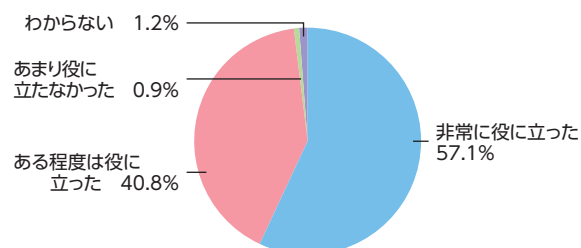
Q11：営業担当者の印象についてお聞かせ下さい。



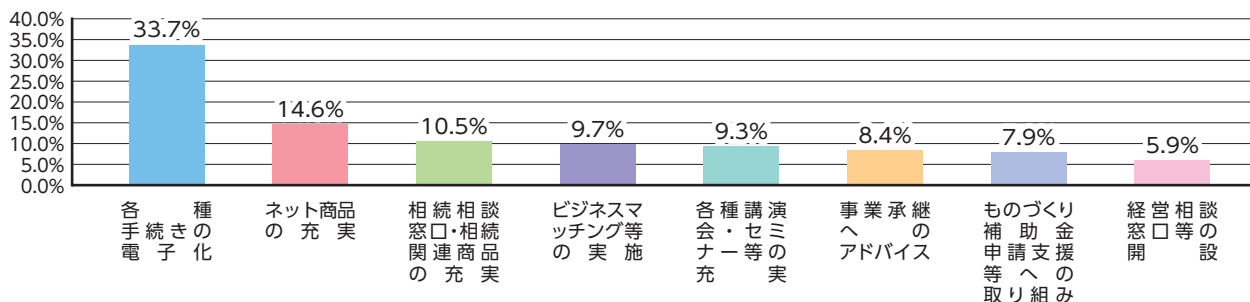
Q12-①：提案・アドバイスの有無についてお聞かせ下さい。



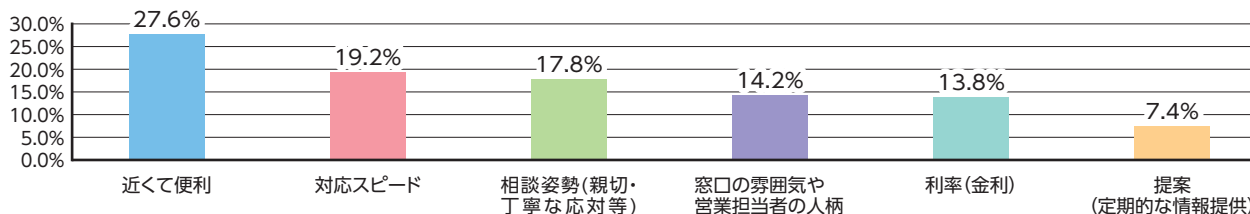
Q12-②：提案・アドバイスはお役に立ちましたかお聞かせ下さい。



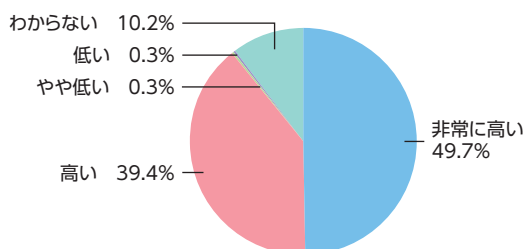
Q13：当組合に対するご要望についてお聞かせ下さい。



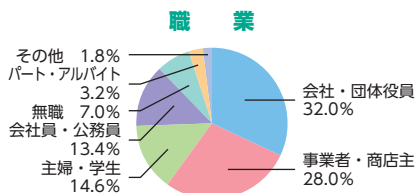
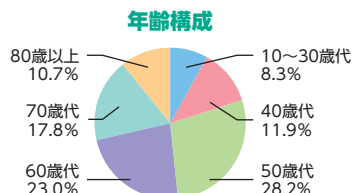
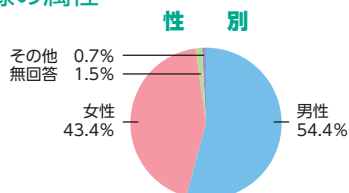
Q14：金融機関の選択についてお聞かせ下さい。



Q15：当組合の職員のコンプライアンス(法令順守)意識についてお聞かせ下さい。



●お客様の属性



第7次中期経営計画について〈令和6年4月～令和9年3月〉

地域において真に必要とされる金融機関を目指して

概要

経営理念(目指すべき姿)

地域と人にやさしいコミュニティバンクとして中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、きめ細かな金融サービスを通じて、みなさまの〈のぞみ〉実現のパートナーになります。

経営戦略

「相互扶助」の理念のもと、地域の皆様の様々な課題を解決するための取組みを強化する

重点取組項目

1. お客様目線に立った金融サービスの実践
2. 持続可能なビジネスモデル構築に向けた経営基盤の強化
3. 明るい未来に向けた人的資本投資

重点取組項目について

1

お客様目線に立った金融サービスの実践

- 「喜ばれる取引」の継続推進
- 課題解決に向けた資金繰り支援や経営改善支援、及び事業再生支援等の実践
- お役に立てるデジタル化とDX推進
- 地域経済や高齢顧客等に寄り添った金融サービスの提供

2

持続可能なビジネスモデル構築に向けた経営基盤の強化

- 店舗戦略の再構築と店舗運営の見直し
- 組織体制と業務内容の見直し
- 経営管理態勢の強化
- リスクを踏まえた業務推進への取組

3

明るい未来に向けた人的資本投資

- 教育研修内容の拡充による見直し
- 人材の育成と就労環境の整備

地域・社会貢献活動

寄付金について

SDGs(持続可能な開発目標) 達成への取り組みの一貫として寄付を行い、地域社会の持続的発展に努めました。

- 子どもたちが同じスタートラインに立ち、輝く未来に向かって進むことができるよう大阪府が設置した「子ども輝く未来基金」へ寄付を行いました。

※令和8年2月に100万円の寄付を行い、令和4年度から合計600万円の寄付を行っております。

- 盲導犬育成事業を応援する目的で、「盲導犬育成事業応援定期預金・定期積金」を夫々発売し、お預け入れ総額に対して、社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付を行っております。

※令和7年8月に30万円の寄付を行い、平成22年度から令和7年度まで合計670万円の寄付と盲導犬訓練車2台を贈呈させていただきました。



〔令和7年8月 感謝状贈呈：本店〕

安心してお取引いただけるための取り組み

● 認知症サポート態勢

当組合では、役職員が「認知症サポーター養成講座」を受講しており、役職員全員受講を目指しています。

● 障がい者サポート態勢

当組合では、視覚障がい者対応ATMの導入、コミュニケーションボードを全店に設置しており、障がいをお持ちの方へのサポート態勢の充実化を図っております。

● 後見制度ご利用の方の利便性向上

当組合では、ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援預金を取扱いしております。

※後見制度支援預金とは、後見制度を利用されるご本人の財産のうち、日常的な支払いに必要な金銭と別に、通常使用しない金銭を特別な預金として預託するものです。

後見制度支援預金をご利用される場合、預金の払戻しや解約、入出金を行う際、予め家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となりますので、ご本人の財産を安全・確実に管理することができます。

● 特殊詐欺未然防止

当組合では、ATMをご利用されるお客様への声掛けや、ご出金・お振込の手続きをされるお客様への内容確認を徹底するなど、振り込め詐欺等の未然防止に努めています。

● 高齢者サポート態勢

堺市では、高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりを目指し、「堺市高齢者見守りネットワーク」事業を展開しております。

当組合は本事業に賛同し、該当店舗である萩原天神支店・堺陵南支店を事業者登録しております。

● AED(自動体外式除細動機)を全店設置

当組合では、万一に備えてAEDを全店に設置しております。

● 地域のお客様貢献活動

当組合では、営業店によるイベントの実施や地域交流をはじめとした社会貢献活動に取り組みました。

- ・枚岡支店においては、税理士先生による相談会を実施しました。
- ・堺陵南支店においては、所轄警察署による防犯イベントを開催しました。
- ・港支店、萩原天神支店、堺陵南支店においては、フードドライブを開催し社会福祉協議会へ寄贈しました。
- ・港支店と堺陵南支店では社会福祉協議会による健康相談や健康測定を開催しました。



〔令和7年12月 感謝祭：萩原天神支店〕

ホームページのリニューアルについて

お客様に必要な情報をよりわかりやすく快適にご覧いただけるように、ホームページのリニューアルを行いました。スマートフォン、タブレット端末からでも各種情報へスムーズにアクセスできるよう改善しております。今後も内容の充実に努め、より皆様にわかりやすい情報発信に努めてまいります。



URL : <https://www.nozomi.shinkumi.jp/>

当組合取引先がYouTubeにて紹介されました

当組合のお取引先である木田精工株式会社様が信用組合の YouTube チャンネル「しんくみバンク公式チャンネル」にて紹介されました。動画では、企業としての歩みや歴史とともに、当組合とのお取引を通じて築いてきた信頼関係が紹介されています。

ぜひ一度動画をご覧ください。



URL : https://www.youtube.com/watch?v=Hve3OnO_C7A

コンサルティング力の強化に向けて

当組合では各営業店において、製造工程や品質管理、ものづくりへの取り組みについて理解を深めるために、取引先の見学活動に力を入れています。

このような取引見学を通じて、業界や事業への知見を深めお客様への質の高いコンサルティングの提供に繋げております。

これからもそれぞれのお客様に寄り添った支援に力を入れてまいります。



〔工場見学：布施支店〕

地域密着型金融の取り組み

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況について

● 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

地域社会・地域経済の発展に貢献することを目的にコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

● 態勢整備の状況について

経営革新等支援機関の認定を受け、審査管理部内に支援担当を設け各営業店と連携を図っております。

● 取り組み状況

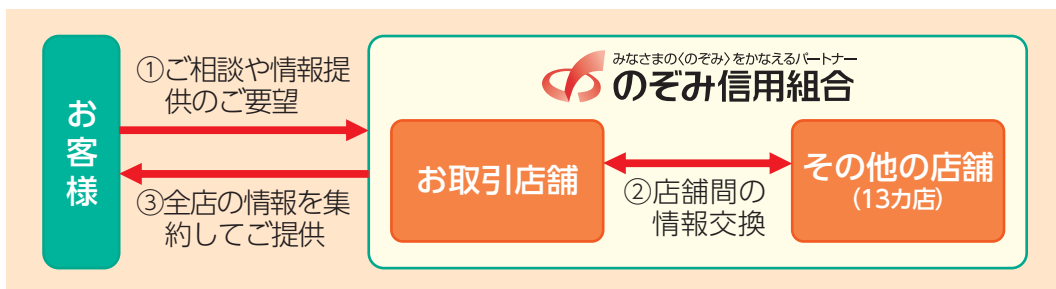
創業・新事業開拓への支援

中小企業者及び小規模事業者等を連携して支援することを目的に株式会社日本政策金融公庫と業務提携しております。

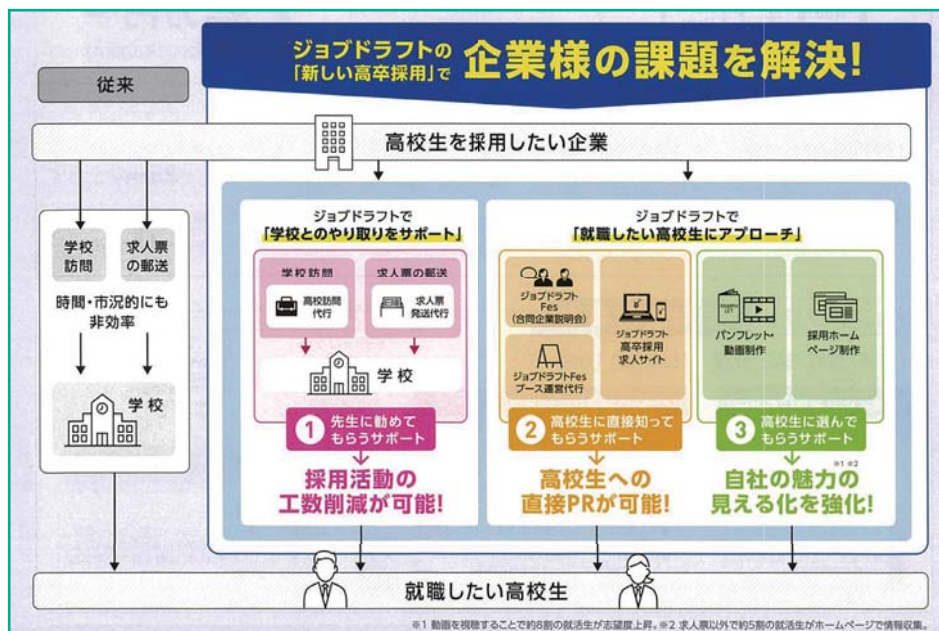
連携融資及び創業者向け事業資金「希望（のぞみ）」を活用し、創業・新事業を支援しております。

成長段階における支援

- 当組合では、各営業店のお客様の様々なご相談や情報提供等のご要望について、全店の情報網を活かし幅広くスピーディーなご提案に努めております。



- 高校生に求人情報を届けるツールの作成、リアルでの採用イベントの活用、高卒ノウハウの提供等、様々な面から採用活動をサポートする「ジョブドラフト」をご紹介します。 「ジョブドラフト」とは株式会社ジンジブが提供する高校生の新卒採用トータルサポートサービスです。



- でんさいネットの利用促進に努め、「でんさい割引」を行うなど、動産担保融資の推進に努めました。

令和7年度 でんさいネット利用件先数： 142先
「でんさい割引」実績： 38先、569百万円

※でんさいネットとは、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子記録機関である「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称で、手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。

- ・当組合がコーディネーターとして、リンカーズ株式会社が提供するものづくり系マッチングサービス「Linkers」を活用し、当組合のお取引先の販路拡大や新事業進出を支援しております。

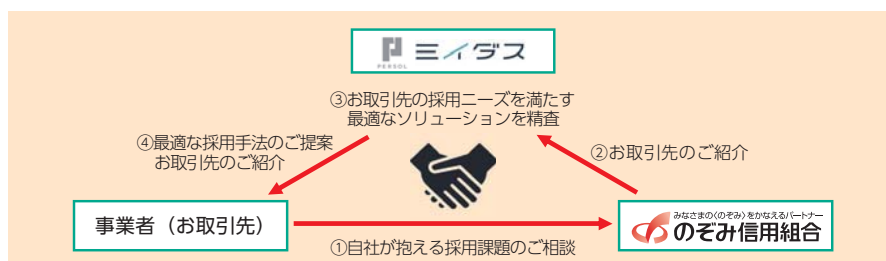


【お客様サポート室】開設による支援

- ・令和6年4月より、地域の事業者の方を対象に様々な経営支援の一環として【お客様サポート室】を開設しました。主な支援については、事業先の経営支援（経営改善計画策定や改善策を考案）、保証協会経営相談への同行（財務診断・経営サポート事業等）、よろず支援へ相談時の同行、事業承継支援の同行を行っております。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・中小企業庁の認定経営革新等支援機関として、地域の事業者の方が抱える問題や課題に対して、迅速かつ真摯にお応えし、「事業承継」や「ものづくり補助金」等の情報提供や申請支援を積極的に行っております。
- ・人材不足の解消や採用時間の削減等の課題解決の一助として、法人のお取引先に対して「ミイダス」をご紹介させていただいております。「ミイダス」とはミイダス株式会社が提供する人材マッチングサービスです。
- ・助成金の提案から受給までをサポートする経営支援サービスとして、法人・個人事業者のお取引先に対して「Jマッチ」をご紹介させていただいております。「Jマッチ」とは株式会社ライトアップが提供する経営支援サービスです。



「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和 6 年度	令和 7 年度
新規に無保証で融資した件数	638件	578件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(%)	34.1 %	30.5 %
保証契約を解除した件数	10件	16件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

大阪府中小企業支援ネットワーク

地域の面的再生を促進する観点から、中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備する目的に大阪信用保証協会が事務局となり「太阪府中小企業支援ネットワーク」を構築しております。

当組合も地域金融機関として同ネットワークに参加し、地域の事業者の方に対する経営改善支援等、お役に立てるよう情報の収集に努めてまいります。

のぞみ信用組合「SDGs宣言」

のぞみ信用組合は、「地域と人にやさしいコミュニティバンクとして中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、きめ細かな金融サービスを通じて、みなさまの<のぞみ>実現のパートナーになります」を経営理念として、地域において真に必要とされる金融機関を目指し、役職員一同全力で取り組んでまいりました。

当組合は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）達成への取り組みを通じて、これからも地域社会の持続的発展に努めていくことを宣言いたします。

令和4年1月1日

のぞみ信用組合

理事長 平野 二三記



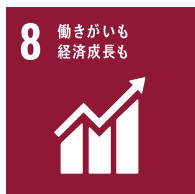
SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169項目の取り組み（ターゲット）で構成され、2030年までに達成を目指す世界共通の開発目標です。

1 地域経済活性化への取組

- 事業者へのきめ細かな訪問
- 創業支援
- ネットワークを活用したビジネスマッチング支援

- 事業者の経営力向上、経営改善支援
- 各種助成金・補助金申請支援
- 景況アンケート



2 環境保全への取組

- LED照明への切替による店舗の省電力化
- IT化によるペーパーレスの推進
- カーボンオフセット通帳
- フードドライブの取り組みと地元NPOとの連携によるフードバンクへの参加

- クールビズの実施
- ESG投資
- ディスクロージャー誌の植物インキ使用
- 紙製クリアファイルの使用



3 地域社会貢献への取組

- 盲導犬育成事業の支援
- 「しんくみの日週間」における献血運動、地域行事への参画
- 振り込め詐欺被害の未然防止、サイバーセキュリティへの対応

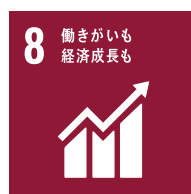
- マネロン・テロ資金供与対策への取組
- 大阪府が設置した「子ども輝く未来基金」への寄付



4 地域の未来を担う人材育成

- 各種検定試験、資格取得の奨励
- 職員に対するストレスチェックの実施
- 女性管理者や営業担当者の育成、配置
- 認知症サポーターの育成
- 後見支援制度預金の取扱い

- 職員に対するエンゲージメント（働きがい）調査の実施
- 女性活躍促進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定



経営管理について

苦情処理措置及び紛争解決措置について

概要

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

窓 口：のぞみ信用組合総務部（お客様サービス部長）	06-6944-2108
受 付 日：月～金曜日（祝日及び当組合の休業日を除きます）	
受付時間：午前9時～午後5時	
なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。	
ホームページアドレス： https://www.nozomi.shinkumi.jp	

※保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

- 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）
- 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（電話：0570-022-808）

● 紛争解決措置

- 公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記の仲裁センター等において紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記窓口または、大阪地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所にお申し出ください。又、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

一般社団法人 大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
●受 付 日：月～金曜日（祝日及び信用組合の休業日を除く）	●受 付 日：月～金曜日（祝日及び信用組合の休業日を除く）
●受付時間：午前9時～午後5時	●受付時間：午前9時～午後5時
●電 話：06-6941-1441	●電 話：03-3567-2456
●住 所：〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9	●住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、企業が活動を行う上で法令や各種社会ルールを遵守することですが、当組合では、金融機関としての高い社会的使命に鑑み、より高い企業倫理の確立や法令・ルールの厳正な遵守に努めております。

理事会は、コンプライアンスの遵守を目的に、コンプライアンスマニュアル及びコンプライアンスプログラムを制定し、役員全員がこれに沿った業務運営を行うとともに、本部・営業店は定例的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

また、理事会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の検証、対応策の検討を行う態勢としています。

苦情・相談処理体制については、総務部に「お客様サービス部長」を専担者として配置し、情報の集約と対応の一元化を図ると共に、その状況について逐次コンプライアンス委員会に連携し、迅速かつ的確に対応する態勢をとっております。

反社会的勢力に関する基本方針

私どものぞみ信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

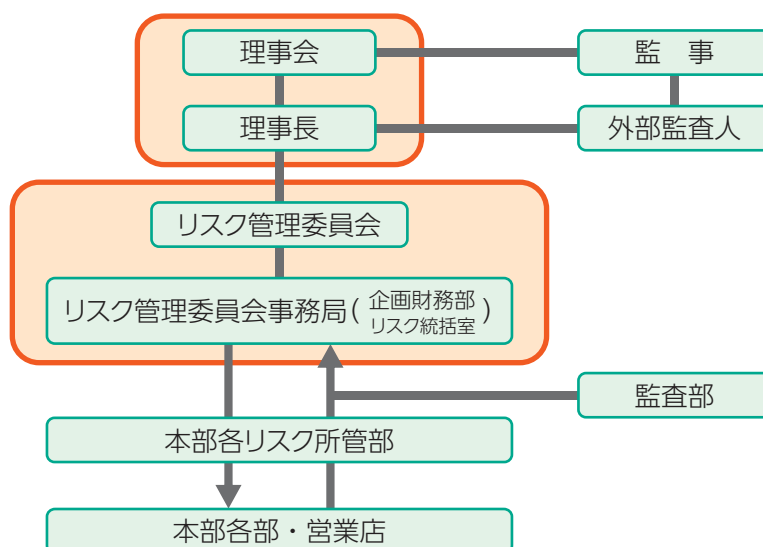
1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連帯関係を構築します。
3. 取引を含めた関係の遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対し断固として拒絶します。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対処措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

リスク管理体制

当組合では、理事会で経営方針、事業方針及びリスク管理方針（リスク管理規程）を定めるとともに、リスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理できるようリスク管理委員会を置き、理事会に報告する体制をとっております。又、各リスクについては所管部署を定め、日々リスクの状況を把握・管理し、常時リスク管理委員会へ連携する体制としております。

信用 リスク	取引先の倒産等により貸出金等が回収困難となり損失を被るリスク 当組合では、貸出債権の健全性維持・向上を図るため、審査管理体制の強化に努めるとともに、大口融資案件は融資審議会に諮る体制をとっております。又、資産の自己査定結果等を考慮に入れた貸出審査・管理体制の厳格化に努め、財務分析等の研修を通じて審査・管理能力の向上を図っております。
市場 リスク	有価証券・為替・金利等が変動し、資産価値が低下、損失を被るリスク 金利や価格変動に伴うリスクに対処するため、安全かつ慎重な運用を行っております。
流動性 リスク	資金流出で資金繰りが悪化するリスクや高金利で資金調達を余儀なくされるリスク 資金の運用・調達の状況や資金調達余力は企画財務部において日次でモニタリングされ、経営層へ報告する体制をとっております。又、万一の場合に備え情報収集に努めるとともに、緊急時の資金を確保する手段など、事前準備には万全を期しております。
事務 リスク	正確な事務を怠るあるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより損失を被るリスク 事故の未然防止や事務レベルの向上のため、事務取扱要領に沿った事務の指導・研修を実施し、事務能力の向上に努めております。又、発生したミス・事故については、データベース化し、原因分析を行うことにより再発防止を図っております。このような状況については、定期的に経営層に報告し、事務リスクの管理、軽減に取り組んでおります。 又、監査部の臨店総合監査、部分監査、フォロー監査、毎月1回の自店検査の実施を通じ、事務ミスの早期発見・事故の未然防止に努めております。
システム リスク	コンピューターシステムのダウン・誤作動、不正使用等により損失を被るリスク 当組合では、基本的なオンラインシステムの運行を「信組情報サービス株式会社（S K C）」へ委託することによりリスク軽減を図るとともに、S K Cシステムに沿った事務管理やデータ管理の実施及び周辺情報機器等の整備・充実に努めております。又、当組合の情報資産保護に関する基本方針であるセキュリティポリシーにおいて個人情報の保護に対する対応を規定し、関連規程等の整備・充実に努めております。 万一の備えとしては、災害・システム障害等に備えたコンティンジェンシープランを整備し、未然防止と併せて両面からシステムリスクの軽減を図っております。

リスク管理体制図



概要

1. 管理態勢

2. リスクの特定・評価・低減

3. お客様への対応方針

4. 疑わしい取引の届出

5. 役職員の研修

6. 遵守状況の検証

(令和8年6月30日現在)



サイバーセキュリティ管理基本方針

のぞみ信用組合（以下「当組合」という。）は、サイバー攻撃が高度化・複雑化していることを踏まえ、サイバーセキュリティリスクを経営上の重要課題として認識し、以下のサイバー攻撃に対する管理態勢の強化に努めます。

1. 経営陣の責務

経営陣は、自らがリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティリスクを把握するとともに、必要となる経営資源を配分し、サイバーセキュリティに関する管理態勢の整備および対策の実施等に努めます。

2. 管理態勢の整備

当組合は、サイバーセキュリティリスクへの対応に関する役割および責任範囲を明確にした上で、サイバーセキュリティ管理態勢を構築します。また、事業環境等の変化を踏まえ、当該態勢の継続的な見直しおよび改善を実施します。

3. リスクの把握および対策の実施

当組合は、サイバーセキュリティリスクを把握したうえで、必要な対策について計画を策定し、実施します。

4. 外部委託先等の管理

当組合は、外部委託先その他のサードパーティにおけるサイバーセキュリティ対策について、適切な管理に努め、委託先等のリスク管理態勢を継続的に評価する態勢を整えます。

5. 法令等の遵守

当組合は、サイバーセキュリティに関する法令等および契約上の義務を遵守します。

6. 教育・人材育成

当組合は、役職員のサイバーセキュリティに対する意識向上を図るため、必要な教育・啓発活動を実施し、専門的な人材の確保・育成に取り組みます。

7. 情報共有および情報提供

当組合は、平時および有事において、関係省庁、関係団体等と緊密に連携の上、サイバーセキュリティに関する情報共有および必要な情報提供・周知・公表を適時適切に行うよう努めます。

ATMオンラインネットワークサービスについて

（令和8年6月30日現在）

● ご利用時間帯のお知らせ

	ご 利 用 時 間			
	平 日(月～金)	土 曜 日	日 曜 日	祝 日
当 組 合 A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00 ※取扱店舗 枚方支店 萩原天神支店	9:00～17:00 ※取扱店舗 枚方支店 萩原天神支店
全 国 信 組 ネットワーク	365日 8:00～21:00			
府下信組キャッシュサービス				
全国キャッシュサービス				
郵貯オンラインサービス				
イオン銀行ATMサービス	365日 24時間（メンテナンス等により利用できない時間帯もあります）			
セブン銀行ATMサービス				

※上記ATMオンラインネットワークサービスについては、一部金融機関でお取扱内容が異なる場合もございます。
※一部のお取扱については手数料がかかる場合がございます。

取引時確認のお願い

「犯罪収益移転防止法」等に基づき、お客様の本人確認を行うほか、取引を行う目的や職業・事業内容等についても合わせて確認を行います。

これらの確認は新規のお客様だけでなく既に取り引いただいているお客様も対象となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

● 取引時確認が必要な取引

- ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
 - ②10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
 - ③200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
 - ④融資取引 など
- ※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

● ハイリスク取引

マネー・ローンダリングのリスクが高い取引を行う際には厳格な確認が必要となります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況についても確認させていただきます。

● 確認事項及び確認書類

確認事項	通常の取引	ハイリスク取引
本人特定事項 (個人)氏名・住居・生年月日 (法人)名称、本店又は主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類 (個人)運転免許証、在留カード、マイナンバーカード等顔写真のある官公庁発行書類など (法人)登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものなど	通常の取引に際して確認した書類 + 左記以外の本人確認書類
取引を行う目的	申告	申告
(個人)職業 (法人)事業の内容	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人(全ての法人に存在))	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿(資本多数決の原則を採る法人の場合)、登記事項証明書(資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合)など + 代表者等からの本人特定事項の申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。)		(個人)源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人)貸借対照表、損益計算書

尚、口座開設を行う場合は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)に基づき、居住地国(例えば日本)等の届出も合わせてお願いします。

振り込め詐欺救済法への対応について

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等により資金が振り込まれた預金口座等について、金融機関が取引停止等の措置をとり、預金名義人の預金等に係る債権消滅手続や被害回復金の支払い手続など、金融機関や預金保険機構が行う手続きが規定されています。

この法律に基づく具体的な手続き等について、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当組合の口座に振り込んだ方からのご相談を下記ダイヤルでお受けしております。

「振り込め詐欺救済法」お問い合わせ窓口

担当部署 総務部（お客様サービス部長）
電話番号 06-6944-2108
受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び当組合の休業日を除きます）

預金者保護法への対応について

偽造・盗難キャッシュカードによりお客様が被害に遭われた場合、過失の程度により被害額を補償させていただきます。

●「預金者保護法」に基づく金融機関の補償割合

	項目	カード偽造	カード盗難
補償割合	無過失	原則、全額補償	原則、全額補償
	過失	原則、全額補償	原則、75%補償
	重過失	原則、補償なし	原則、補償なし

●カード・通帳等の紛失・盗難受付窓口

曜日	受付時間帯	連絡先
平日	8：45～17：00	お取引店
	上記以外の時間帯	しんくみATMセンター 電話：0120-003-814
上記以外	24時間	

※上記へご連絡いただくとともに、最寄りの警察にもお届け下さい。

●ATMの1日あたりの利用限度額について（令和8年6月30日現在）

利用場所	1日あたりの利用限度額（現金お引き出し）
①当組合ATM	・個人 50万円迄 ①②を合算した利用限度額
②提携金融機関のATM・CD等	・法人200万円迄 ①当組合ATM

●ATM振込の利用制限について

ATM振込を1年間利用されていない70歳以上の個人及び個人事業者のお客様に対しましては、1日あたりの振込上限額を1,000円とする制限を設けさせていただいております。

●ATM支払限度額制限について

ATM出金を1年間利用されていない70歳以上の個人及び個人事業者のお客様に対しましては、1日あたりの出金限度額を10万円とする制限を設けさせていただいております。

●ATMでの暗証番号の変更機能について

簡単なATM画面の操作で、お客様が任意に暗証番号の変更ができる機能（手数料不要）があります。
尚、生年月日（例：昭和25年2月25日→0225）、電話番号（下4桁）、同一番号（例：1111, 2222）等の他人に類推されやすい番号は使用しないで下さい。

適切な勧誘・募集について

金融商品に係る勧誘方針

概要

当組合は「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

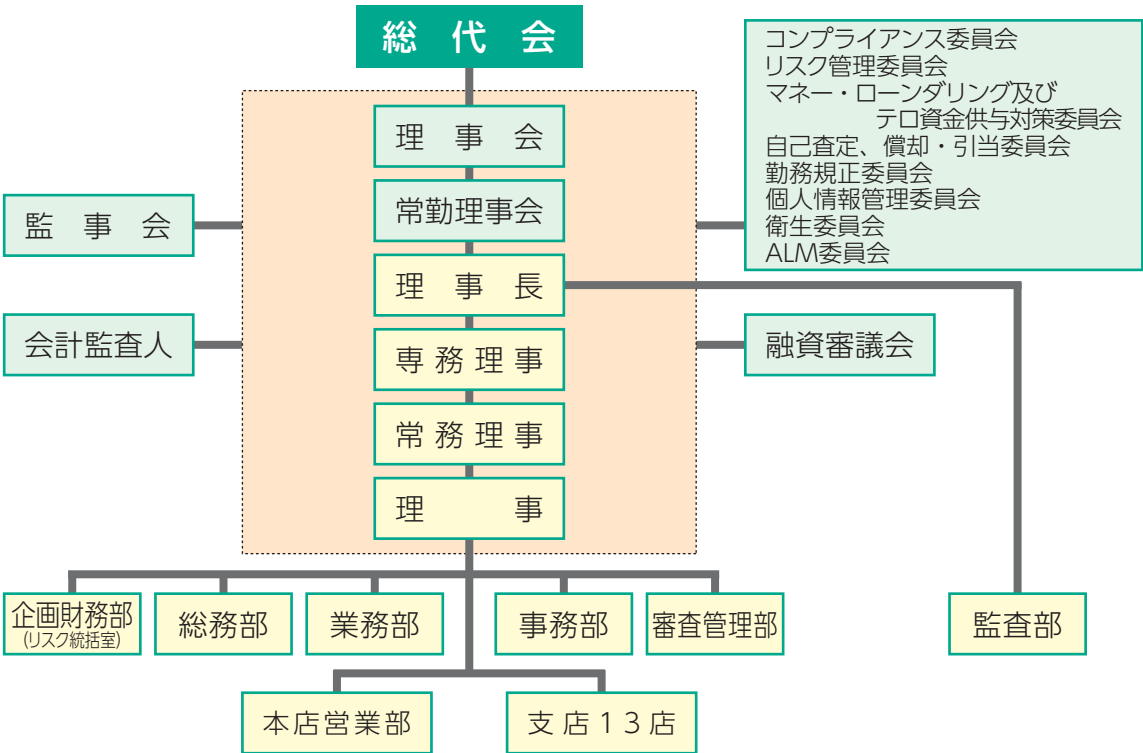
- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記（1）に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下、「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ①生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算 5 万円
 - (c) 疾病入院給付金：5 千円【特定の疾病に限られる保険は 1 万円】※合計 1 万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1 保険事故につき 20 万円【特定の疾病に限られる保険は 40 万円】※合計 40 万円
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談、その他各種お問合せは、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

担当部署	総務部（お客様サービス部長）
電話番号	06-6944-2108
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び当組合の休業日を除きます）

組織図

(令和8年6月30日現在)



概要

役員体制

(令和8年6月30日現在)

理事長 (代表理事)	平野二三記
専務理事 (代表理事)	上阪邦夫
専務理事 (代表理事)	濱部一弘
常務理事	坂東浩一
常勤理事	坂本勝也
常勤理事	樫本賢二
常勤理事	勝見忠
常勤理事	福元隆一
理事	森村照私 (公認会計士)
常勤監事	野条正宏
監事	中山繫太郎 (税理士)
監事	根岸治 (弁護士)

注) 当組合は、職員出身者以外の理事1名の経営参画によりガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の名称

(令和8年6月30日現在)

水都有限責任監査法人

手数料一覧

(令和8年6月30日現在)

概要

種 類		手数料額		種 類		手数料額	
						一般料金	組合員料金
会社設立手数料 *発起設立時 払込金受入証明書発行手数料		1件につき (2通で1件)	660円	振込手数料	<他行宛のもの> 電信振込 A T Mによる振込	880円 330円	660円 330円
*募集設立時 株式払込保管金取扱手数料	払込金総額 5千万円以上 〃 5千万円未満 (但し、手数料に下限を設定する)	払込総額の	2.20/1000 3.30/1000 6,600円		<当組合他店宛のもの> 電信振込 現金振込 通帳振替	330円 無 料	330円 無 料
保護函使用手数料 (1年未満の場合は月額)	第一種 (大) 引出式 第二種 (小) 収納式	年額 (月額) 年額 (月額)	13,200円 1,100円 6,600円 550円	代金取立手数料	<他行宛のもの> 電子交換 1通につき 個別取立 1通につき 当組合他店宛のもの 1通につき 自店宛のもの 1通につき	440円 1,100円 220円 無 料	無 料 無 料
貸金庫使用手数料 (1年未満の場合は月額)	第一種 第二種 第三種 第四種	年額 (月額) 年額 (月額) 年額 (月額)	33,000円 2,750円 23,100円 1,925円 16,500円 1,375円 13,200円 1,100円	その他の手数料	送金・振込組戻料 取立手形不渡返却料 取立手形店頭呈示料 但し、660円(消費税込み)を超える実費を要する場合は、その実費を申し受けます。 不渡手形返却料 依頼返却組戻料 その他手数料 実費(消費税込み) (異議申立事務手数料等)	1件につき 1,100円 1通につき 1,100円 1通につき 660円 1通につき 1,100円 1通につき 1,100円	無 料
振替決済口座管理手数料	(国債等)		無 料	個人	契約・基本手数料	無 料	無 料
他金融機関カード利用手数料 (提携金融機関により異なる場合があります)	平 日 8時45分から18時迄 18時から19時迄 土曜日 9時から14時迄 14時から17時迄 日曜・祝日 9時から17時迄 (取扱店舗 枚方・萩原天神)	1件につき 〃 〃 〃 〃	110円 220円 110円 220円 220円	インターネット・ モバイル バンキング ご利用手数料	照会手数料 振替手数料 <他行宛のもの> <当組合他店宛のもの>	無 料 無 料 220円 無 料	無 料 無 料 220円 無 料
手形・小切手用紙交付手数料	自己宛小切手 金融機関借入用	1枚 1枚	880円 220円	法人	契約・基本手数料 月額基本手数料 照会手数料 振替手数料 振込手数料 <他行宛のもの> <当組合他店宛のもの>	無 料 3,300円 無 料 無 料 220円 無 料	無 料 2,200円 無 料 無 料 220円 無 料
通帳・証書再発行手数料		1件につき	1,100円				
口座振替委託業務手数料	家賃・ガレージ等振込手数料 (借主負担) 家賃・ガレージ等振込口座振替契約 (家主負担)	1件当り 1件当り	110円 110円				
家賃・ガレージ代通帳交付手数料	家賃・ガレージ代通帳 (家主負担)	1冊	1,100円				
カード発行手数料	キャッシュカード再発行 ローンカード再発行	1枚 1枚	1,100円 1,100円				
不動産担保取扱手数料 (住宅ローン・宅建プロジェクト・ 賃貸収益物件を除きます)	設定金額 (5,000万円未満) 設定金額 (5,000万円以上) 根抵当権極度額増額の場合 *別途鑑定する場合	1件につき 1件につき 1件につき	33,000円 55,000円 33,000円 上記手数料+実費				
不動産担保抹消事務手数料 (不動産業者の販売用不動産に限りです)	1物件ごと (1区画あたり)	1件につき	11,000円				
住宅ローン取扱手数料	住宅ローン	1件につき	66,000円				
証書貸付条件変更手数料 (保証協会保証は除きます)	条件変更 一部返済	1件につき 1件につき	6,600円 6,600円				
証書貸付全額返済手数料 (保証協会保証は除きます)	5,000万円未満 5,000万円以上～1億円未満 1億円以上	1件につき 1件につき 1件につき	33,000円 55,000円 110,000円				
<住宅ローン条件変更>	条件変更 全額返済 全額返済 (実行後10年超) 一部返済 (1年間3回以降の返済) 一部返済 (1年間2回までの返済)	1件につき 1件につき 1件につき	6,600円 11,000円 無 料 6,600円 無 料				
固定金利再選択手数料	住宅ローン	1件につき	11,000円				
残高証明書発行手数料 (預金・融資・出資)	定期発行 (包括) 都度発行 当組合所定外 英文証明書	1通 1通 1通 1通	660円 1,100円 2,200円 2,200円				
その他発行手数料	各種履歴明細発行 受入利息証明書発行 その他証明書発行	1口座1年毎につき 1通 1通	550円 880円 550円				
情報開示請求手数料	来店 郵送	1通 1通	1,100円 1,650円				
両替手数料	紙幣・硬貨枚数	1～10枚 ※組合員の場合 11～500枚 501～1,000枚 超500枚ごと	220円 1日1回無料 550円 1,100円 550円				
硬貨取扱手数料	硬貨枚数	1～100枚 101～500枚 501～1,000枚 超500枚ごと	無 料 550円 1,100円 550円				
金種指定手数料	紙幣・硬貨枚数 (万券及び新券は含まない)	1～10枚 ※組合員の場合 11～500枚 501～1,000枚 超500枚ごと	220円 1日1回無料 550円 1,100円 550円				

※手数料には消費税(10%)が含まれています。

主要な事業のご案内

(令和8年6月30日現在)

● 預金業務

総合口座	普通預金	・左記の預金が一冊の通帳にセット ・定期預金、定期積金の積立額を担保に、預入残高の90%以内、 最高300万円迄融資
	定期預金	
	定期積金	
定期預金	大口定期預金	1,000万円からの自由金利型定期預金
	スーパー定期預金	1,000万円未満の自由金利型定期預金
	期日指定定期預金	1年据え置き後、最長3年まで(1年毎の複利計算・個人のみ)お預入可能な定期預金
定期積金		目標額への積立を行うことができる預金
普通預金		いつでも出し入れ自由な便利な預金
無利息型普通預金		決済用預金の3条件(無利息・要求払い・決済サービスの提供)を満たす預金
当座預金		商取引での小切手、約束手形に活用できる預金
通知預金		まとまった資金を一時的(1週間以上)に預ける預金
納税準備預金		税金の納付資金づくりの預金(利息は非課税扱い)

● 融資業務

《事業者向け融資》

手形割引	商業手形の割引
手形貸付	運転資金などの短期資金に活用
証書貸付	設備資金などの長期資金に活用
保証協会保証貸付	大阪信用保証協会の保証付融資の取扱い
代理貸付	全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務の取扱い
のぞみクイックローンⅠ※1	法人及び個人事業者の方を対象とした無担保の事業融資商品
のぞみクイックローンⅡ※1	個人事業者の方を対象とした無担保の事業融資商品
創業応援ローン	株式会社日本政策金融公庫協調型ローン 新たに事業をはじめられる方等を対象とした商品

※1については、当組合が提携する保証会社の保証が必要となります。

《個人向け融資》

住宅ローン	
住まいのいちばんネクストV	住宅取得に関する資金(最高20,000万円)をご融資(提携保証会社保証付)
チャンピオン	中古住宅の購入(他金融機関からのお借換えを含む)資金をご融資(最高2,000万円・購入価格の100%以内)
提携保証会社保証付各種ローン	
マイカーローン	車輛購入・運転免許取得等に係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
リフォームローン	住宅リフォームに係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
教育ローン	教育(入学時・在学時)に係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
フリーローン「チョイス」	資金使途自由(事業資金を含む)のローン(10万円以上、1,000万円以内)
フリーローン「セレクト」[ほとメール]	資金使途自由(事業資金を含む)のローン(10万円以上、500万円以内)
カードローン「アラカルト」	資金使途自由のカードローン(極度額30万円以上、800万円以内)

● 為替業務・でんさい業務・その他付随業務

内国為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております	
代理業務	ア. 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、 独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務 イ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務	
保険商品の窓口販売業務	住宅ローン等の火災保険(令和8年9月1日にて取り扱い終了)	
でんさい業務	電子記録債権を記録・流通させる新たな決済インフラです インターネットバンキングなどを通じてご利用いただけます	
債務の保証業務		両替業務
地方公共団体の公金取扱業務		保護預り及び貸金庫業務
		国債等の引受及び引受国債の募集取扱業務

概要

主要な商品のご案内

(令和8年6月30日現在)

融資商品のご案内

● 法人・個人事業者向け融資商品

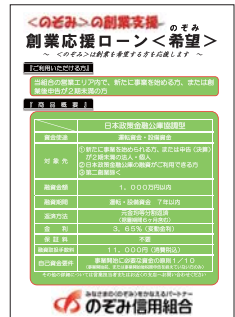
創業応援ローン^{のぞみ}〈希望〉

新たに事業をはじめられる方、事業を始めて間もない方を対象とした株式会社日本政策金融公庫協調型ローンです。

最大1,000万円迄ご利用いただけます。(公庫との合算で2,000万円まで)

ご融資利率：3.65%

ご融資期間：7年以内



● 個人向け融資商品

～お客様のニーズに応える～ <のぞみ>目的ローン

車両のことなら
マイカーローン

新車・中古車を含む車両購入費、車検、修理費、運転免許証取得資金としてご利用いただけます。

最大 ご利用限度額 **1,000** 万円

自宅の改装・修繕に
リフォームローン

ご自宅のリフォーム資金、住宅購入に伴う諸費用等にご利用いただけます。

最大 ご利用限度額 **1,000** 万円

お子様の学費には
教育ローン

入学時に係る費用、在学中に係る費用等、教育に係る資金にご利用いただけます。

最大 ご利用限度額 **1,000** 万円

～自由に使える～ <のぞみ>フリーローン

スピーディに審査・個人限定の
チョイス

保証会社：全田しくみ保証(株)

最大 ご利用限度額 **1,000** 万円

事業資金も借入できる
セレクト

保証会社：(株)クレディセゾン

最大 ご利用限度額 **500** 万円

マイカーローン

車両購入・運転免許証取得等、マイカーに係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：3.15%、3.45%、3.95%

ご融資期間：10年以内

リフォームローン

リフォームに係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：3.15%、3.45%、3.95%

ご融資期間：15年以内

教育ローン

教育(入学時・在学時)に係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：3.15%、3.45%、3.95%

ご融資期間：15年以内

フリーローン「チョイス」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：3.0%、5.0%、7.0%、10.0%、14.0%

ご融資期間：10年以内

フリーローン「セレクト」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大500万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：5.5%、7.5%、9.5%、13.5%

ご融資期間：6ヵ月以上10年以内

フリーローン「まとメール」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大500万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：9.8%、11.8%、13.8%

ご融資期間：10年以内

預金商品のご案内

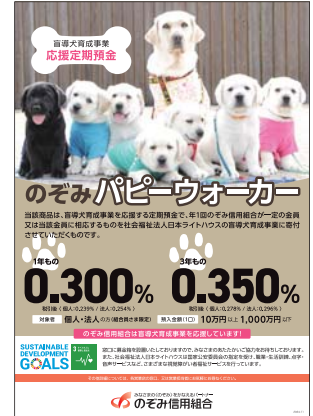
● 定期預金商品

《のぞみ》パピーウォーカー

盲導犬育成事業を応援する預金商品で組合員の方がご利用いただけます。お客様にお預けいただいた預金残高に対し、当組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付いたします。

お預け利率：0.300%、0.350%

お預け期間：1年もの、3年もの



盲導犬育成事業 応援定期預金

のぞみパピーウォーカー

当該商品は、盲導犬育成事業を応援する定期預金で、年1回のぞみ信託組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスの盲導犬育成事業に寄付させていただきます。

1年もの 0.300% 3年もの 0.350%

お預け利率（個人）0.300%（法人）0.350% 金利表示（個人）10万円～1,000万円

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

のぞみ信託組合

ねんきんバトン倶楽部

お申込み時点で58歳以上65歳未満で年金を未受給の方がご利用いただける定期預金です。

お一人様当たりの預入限度額は500万円です。

お預け利率：店頭表示金利 +0.20%

お預け期間：1年もの



【のぞみ】のプレミアム定期預金

ねんきんバトン倶楽部

お楽しみ！ 58歳からの

店頭表示金利 +0.20%

1年もの

※お申込み時点で58歳以上65歳未満で年金を未受給の方。また、お預け利率は店頭表示金利+0.20%となります。

※お預け利率は店頭表示金利+0.20%となります。

※お預け利率は店頭表示金利+0.20%となります。

のぞみ信託組合

のぞみ年金定期「元気倶楽部」

当組合で公的年金・厚生年金基金等の受給口座をお持ちの組合員の方を対象としたお得な定期預金です。

お一人様当たりの預入限度額は2,000万円迄です。

またATM手数料を月5回まで返戻いたします。

お預け利率：1.30%

お預け期間：1年もの



<のぞみ>の年金定期預金

元気倶楽部

（一年もの自動継続定期預金）

01 優遇金利 1.30%とお得！
（取引は年利1.035%）

02 お一人様 2,000万円まで利用できます

03 ATM手数料が月5回まで返戻！

のぞみ信託組合

● 定期積金商品

《のぞみ》パピーウォーカー

盲導犬育成事業を応援する預金商品です。お客様にお預けいただいた預金残高に対し、当組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付いたします。

ご契約期間：2年、3年

掛金：3万円
5万円
10万円



盲導犬育成事業 応援定期積金

《のぞみ》パピーウォーカー

当該商品は、盲導犬育成事業を応援する定期積金で、年1回のぞみ信託組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスの盲導犬育成事業に寄付させていただきます。

契約期間 2年または3年 毎月3万円、5万円、10万円の3種類

パピーウォーカー契約金額表

契約期間	毎月3万円	毎月5万円	毎月10万円
2年（24回）	720,000円	1,200,000円	2,400,000円
3年（36回）	1,080,000円	1,800,000円	3,600,000円

のぞみ信託組合

概要

(令和8年6月30日現在)

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号
本 部	540-0026	大阪市中央区内本町2丁目3番5号	06-6944-2102
本 店 営 業 部	540-0026	大阪市中央区内本町2丁目3番5号	06-6944-2101
港 支 店	552-0012	大阪市港区市岡1丁目14番3号	06-6574-0356
守 口 支 店	570-0034	守口市西郷通1丁目15番16号	06-6996-4681
吹 田 支 店	564-0026	吹田市高浜町4番39号	06-6382-0721
枚 方 支 店	573-0022	枚方市宮之阪3丁目6番30号	072-847-4521
八 尾 支 店	581-0802	八尾市北本町1丁目4番25号	072-922-0748
枚 岡 支 店	579-8048	東大阪市旭町3番3号	072-982-5481
城 東 支 店	536-0013	大阪府城東区嶋野東2丁目11番12号	06-6968-3321
萩原天神支店	599-8112	堺市東区日置荘原寺町45番地1	072-286-5301
堺 陵 南 支 店	591-8034	堺市北区百舌鳥陵南町3丁目14番地	072-277-6771
豊 中 支 店	560-0023	豊中市岡上の町3丁目1番6号	06-6841-0123
布 施 支 店	577-0056	東大阪市長堂2丁目10番14号	06-4306-3861
四 条 畷 支 店	574-0008	大東市北新町18番10号	072-878-1251
あ び こ 支 店	558-0014	大阪市住吉区我孫子3丁目6番11号	06-6629-8088

店舖外ATM

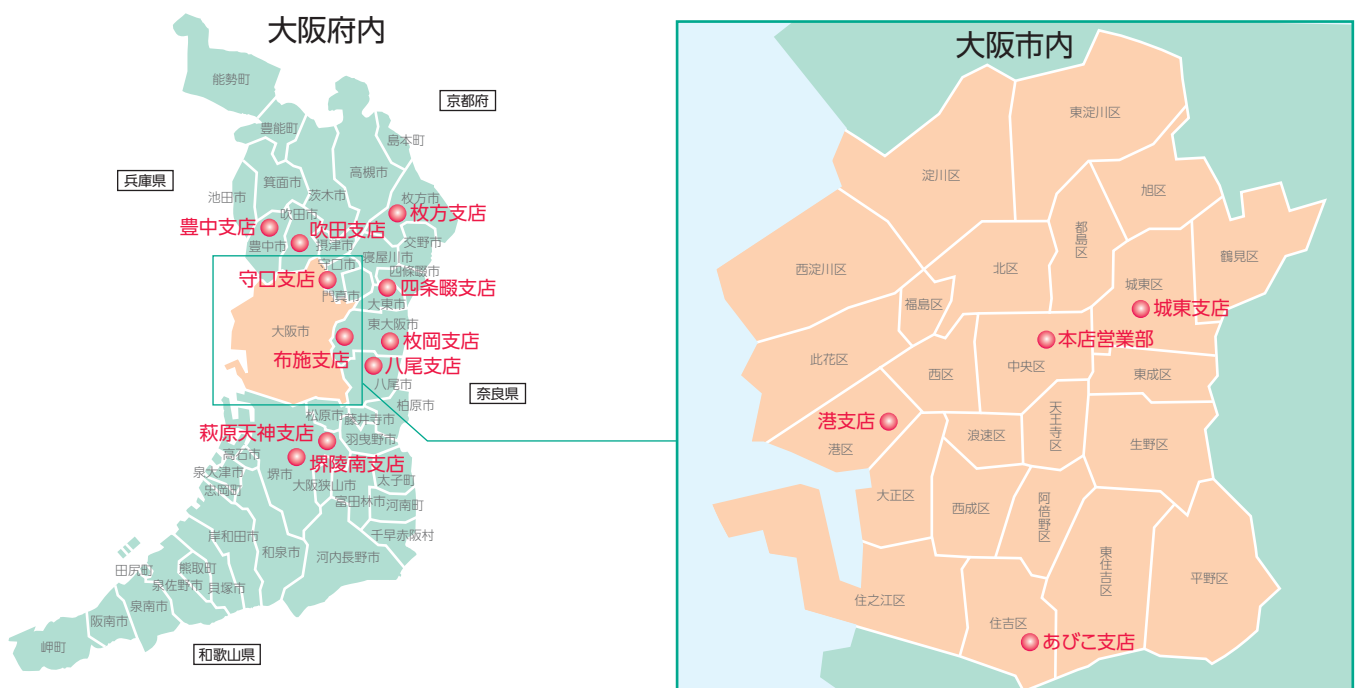
あびこ支店矢田出張所 (ATMのみ)	546-0021	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目3番39号	—
-----------------------	----------	----------------------	---

現金自動機器(ATM)設置状況

ATM	店舗内19台	店舗外1台	計20台
-----	--------	-------	------

営業区域・店舗の状況

(令和8年6月30日現在)



資料編 目次

◇ 財 務 諸 表	31-34
◇ 経 営 指 標	35-36
◇ 主要業務に関する事項	36
◇ 貸出金等に関する指標	37-38
◇ 預金に関する指標	39
◇ 有価証券に関する指標	39-40
◇ その他の業務	40
◇ 自己資本の充実の状況	41-50
◇ 役員等の報酬体系について	51

財務諸表

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,424,689	2,701,126	預金	221,850,849	229,431,998
預け金	68,232,292	59,972,317	当座預金	2,543,025	2,149,118
有価証券	15,561,329	23,702,780	普通預金	49,356,249	48,863,856
国債	1,838,666	2,745,695	通知預金	85,829	143,012
地方債	2,169,777	3,232,000	定期預金	164,968,775	173,876,672
社債	10,350,670	15,602,451	定期積金	4,626,911	4,159,464
株式	128,378	133,227	その他の預金	270,058	239,874
その他の証券	1,073,836	1,989,406	借入金	-	-
貸出金	146,780,065	154,692,678	当座借越	-	-
割引手形	321,817	141,719	その他の負債	1,092,943	1,368,827
手形貸付	418,571	337,407	未決済為替借	27,920	18,100
証書貸付	144,791,356	152,991,195	未払費用	498,010	774,717
当座貸越	1,248,320	1,222,356	給付補填備金	2,236	2,573
その他の資産	1,884,942	1,860,988	未払法人税等	97,800	140,800
未決済為替貸	34,584	39,171	前受収益	93,003	107,515
全信組連出資金	1,412,600	1,412,600	払戻未済金	93,733	99,775
前払費用	13,620	14,788	職員預り金	108,289	82,548
未収収益	189,335	183,380	リース債務	64,495	46,232
その他の資産	234,802	211,046	その他の負債	107,454	96,563
有形固定資産	3,741,541	3,694,967	賞与引当金	65,792	69,932
建物	1,314,821	1,282,009	役員賞与引当金	-	-
土地	2,206,939	2,206,939	退職給付引当金	9,224	-
リース資産	58,806	42,029	役員退職慰労引当金	123,430	123,320
建設仮勘定	-	-	偶発損失引当金	14,576	17,862
その他の有形固定資産	160,974	163,988	睡眠預金払戻損失引当金	9,447	5,893
無形固定資産	104,218	101,267	繰延税金負債	-	-
ソフトウェア	36,546	34,765	再評価に係る繰延税金負債	68,650	68,650
リース資産	-	-	債務保証	40,738	41,818
その他の無形固定資産	67,672	66,502	負債の部合計	223,275,653	231,128,304
前払年金費用	-	5,448	(純資産の部)		
繰延税金資産	373,113	406,222	出資金	3,267,197	3,232,034
債務保証見返	40,738	41,818	普通出資金	3,267,197	3,232,034
貸倒引当金	△ 493,926	△ 383,925	利益剰余金	12,408,861	12,953,398
(うち個別貸倒引当金)	(△438,557)	(△326,381)	利益準備金	2,546,850	2,586,850
			その他利益剰余金	9,862,011	10,366,548
			特別積立金	6,700,000	6,700,000
			(経営改善積立金)	(6,700,000)	(6,700,000)
			当期末処分剰余金	3,162,011	3,666,548
			組合員勘定合計	15,676,058	16,185,433
			その他有価証券評価差額金	△ 465,955	△ 681,296
			土地再評価差額金	163,247	163,247
			評価・換算差額等合計	△ 302,708	△ 518,048
			純資産の部合計	15,373,350	15,667,384
資産の部合計	238,649,003	246,795,689	負債及び純資産の部合計	238,649,003	246,795,689

損益計算書

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
経常収益	3,800,437	4,517,272
資金運用収益	3,384,306	4,009,692
貸出金利息	3,080,545	3,509,177
預け金利息	138,909	260,105
有価証券利息配当金	116,719	192,259
その他の受入利息	48,131	48,150
役務取引等収益	227,296	209,195
受入為替手数料	26,937	26,203
その他の役務収益	200,358	182,992
その他業務収益	7,339	5,358
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	7,339	5,358
その他経常収益	181,495	293,025
貸倒引当金戻入益	30,822	107,120
償却債権取立益	147,327	176,671
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	3,344	9,233
経常費用	3,286,394	3,718,043
資金調達費用	488,904	910,438
預金利息	486,510	907,376
給付補填備金繰入額	1,836	2,579
借入金利息	-	-
その他の支払利息	557	482
役務取引等費用	42,550	37,988
支払為替手数料	10,114	10,155
その他の役務費用	32,436	27,832
その他業務費用	1,022	649
国債等債券売却損	275	496
その他の業務費用	746	152
経費	2,711,585	2,726,501
人件費	1,830,285	1,830,287
物件費	753,145	788,644
税金	128,154	107,570
その他経常費用	42,331	42,466
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	-	19
その他の経常費用	42,331	42,447
経常利益	514,043	799,228

	令和6年度	令和7年度
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	53,600	2,298
固定資産処分損	0	2,298
減損損失	53,599	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	460,442	796,930
法人税、住民税及び事業税	110,640	158,536
法人税等調整額	5,249	54,015
法人税等合計	115,889	212,551
当期純利益	344,553	584,378
繰越金(当期首残高)	2,817,458	3,082,170
土地再評価差額金取崩額	-	-
当期末処分剰余金	3,162,011	3,666,548

(注)1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当りの当期純利益 17円72銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金 a	3,162,011	3,666,548
剰余金処分額 b	79,841	99,297
利益準備金	40,000	60,000
出資に対する配当金	39,841 (年1.2%の割合)	39,297 (年1.2%の割合)
繰越金(当期末残高) a-b	3,082,170	3,567,251

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定にする「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「水都有限責任監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月25日
のぞみ信用組合
理事長 平野 二三記

貸借対照表上の注記事項

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は、主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	372百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	604百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整（実行価格補正、時点修正による補正等の調整）を行って算定しております。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△ 197百万円

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
そ の 他	2年～20年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数として定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、営業店から独立した自己査定、償却・引当委員会を経て査定結果を監査部が監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は324百万円であります。

8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は簡便法で計上しております。

また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181百万円
差引額	35,953百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

0.899%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当期償却に充てられる特別掛金22百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

13. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引等収益」があります。役務取引等収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

15. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	383百万円
-------	--------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金積金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価額の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金積金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には企画財務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち企画財務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。企画財務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は企画財務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合の「有価証券」は、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しております。「預け金」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」は、モンテカルロ・シミュレーション法（保有期間250日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で808百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金(※1)	59,972	60,044	71
(2) 有価証券	23,702	23,574	△ 128
満期保有目的の債券	2,476	2,347	△ 128
その他有価証券	21,226	21,226	－
(3) 貸 出 金(※1)	154,692	154,690	△ 1
貸倒引当金(※2)	△ 335	△ 335	－
	154,357	154,355	△ 1
金融資産計	238,032	237,973	△ 58
(1) 預金積金(※1)	229,431	229,101	△ 330
金融負債計	229,431	229,101	△ 330

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18から22に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
② ①以外は、貸出金の種類毎にキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。

定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	108
全信組連出資金(*1)	1,412
組合出資金(*2)	0
合 計	1,521

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金を除く）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他証券」が含まれております。以下22まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

該当ありません

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	93百万円	73百万円	△ 20百万円
地 方 債	459百万円	427百万円	△ 31百万円
社 債	1,923百万円	1,846百万円	△ 76百万円
小 計	2,476百万円	2,347百万円	△ 128百万円
合 計	2,476百万円	2,347百万円	△ 128百万円

(注)時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	24百万円	8百万円	16百万円
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	1,564百万円	1,380百万円	183百万円
小 計	1,588百万円	1,388百万円	199百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	19,104百万円	20,248百万円	△1,144百万円
国 債	2,652百万円	2,954百万円	△302百万円
地 方 債	2,772百万円	2,991百万円	△219百万円
社 債	13,679百万円	14,302百万円	△623百万円
そ の 他	425百万円	433百万円	△8百万円
小 計	19,529百万円	20,681百万円	△1,152百万円
合 計	21,117百万円	22,070百万円	△952百万円

(注)1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	697百万円	11,459百万円	8,750百万円	673百万円
国 債	—	—	2,206百万円	539百万円
地 方 債	—	581百万円	2,516百万円	133百万円
社 債	697百万円	10,877百万円	4,027百万円	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	697百万円	11,459百万円	8,750百万円	673百万円

22. 減損処理を行った有価証券

有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、該当ありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は時価が帳簿価額と比較して30%以上下落した場合であります。

23. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	873 百万円
危険債権額	1,022 百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	111 百万円
合計額	2,007 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 141百万円であります。

25. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,721百万円であります。このうち、相手の信用状況の低下等により、任意の時期に無条件で取り消し可能なものが29,721百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を請じております。

26. 有形固定資産の減価償却累計額 2,124百万円

27. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	60百万円
減損損失・土地	84百万円
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	35百万円
その他有価証券評価差額金	326百万円
その他	70百万円
繰延税金資産小計	576百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	— 百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△114百万円
評価性引当額小計	△114百万円
繰延税金資産合計	462百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	1百万円
その他有価証券評価差額金	54百万円
繰延税金負債合計	56百万円
繰延税金資産(負債)の純額	406百万円

29. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 1,300百万円

上記のほか、為替決済保証金及び日本銀行蔵入復代埋店取引のために預け金 3,530百万円を担保として提供しております。

30. 出資1口当たりの純資産額は484円75銭です。

経営指標

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	4,166	3,601	3,837	3,800	4,517
経常利益	1,035	591	759	514	799
当期純利益	813	420	732	344	584
預金積金残高	235,682	234,020	228,469	221,850	229,431
貸出金残高	140,735	143,197	147,220	146,780	154,692
有価証券残高	8,270	9,551	12,011	15,561	23,702
総資産額	252,423	250,163	245,286	238,649	246,795
純資産額	14,623	14,869	15,465	15,373	15,667
自己資本比率	10.55%	10.54%	10.72%	10.43%	9.93%
出資総額	3,453	3,393	3,328	3,267	3,232
出資に対する配当金	42	41	40	39	39
出資総口数(口)	34,535,124	33,933,588	33,286,016	32,671,972	32,320,347
職員数(人)	209	205	205	201	203

(注)1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。
3. 職員数は役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

業務粗利益(率)、及び各収支の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	3,384,306	4,009,692
資金調達費用	488,904	910,438
資金運用収支	2,895,402	3,099,254
役務取引等収益	227,296	209,195
役務取引等費用	42,550	37,988
役務取引等収支	184,746	171,207
その他業務収益	7,339	5,358
その他業務費用	1,022	649
その他業務収支	6,317	4,709
業務粗利益	3,086,464	3,275,171
業務粗利益率	1.28%	1.39%
業務純益	425,798	591,573
実質業務純益	425,798	591,573
コア業務純益	426,074	592,070
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	426,074	592,070

(注)1. 業務粗利益率=(業務粗利益÷資金運用勘定平均残高)×100
2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	令和6年度	239,478	3,384,306	1.41%
	令和7年度	235,085	4,009,692	1.70%
	うち貸出金	144,424	3,080,545	2.13%
	令和7年度	148,969	3,509,177	2.35%
	うち預け金	79,512	138,909	0.17%
	令和7年度	66,518	260,105	0.39%
資金調達勘定	令和6年度	14,127	116,719	0.82%
	令和7年度	18,185	192,259	1.05%
	うち有価証券	229,131	488,904	0.21%
	令和7年度	224,219	910,438	0.40%
	うち預金積金	229,019	488,346	0.21%
	令和7年度	224,122	909,955	0.40%
うち譲渡性預金	令和6年度	-	-	-
	令和7年度	-	-	-
うち借入金	令和6年度	-	-	-
	令和7年度	-	-	-

(注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和6年度515百万円、令和7年度517百万円)を控除して表示しております。

総資産利益率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.20	0.33
総資産当期純利益率	0.14	0.24

(注) 上記利回りにつきましては、総資産残高から債務保証見返り額を除いて算出しております。

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回り(a)	1.41	1.70
資金調達原価率(b)	1.37	1.60
総資金利鞘(a-b)	0.03	0.10

預貸率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
預貸率	期 末	66.16
	期 中 平 均	63.06
		67.42
		66.46

(注) 預貸率=貸出金÷(預金積金+譲渡性預金)×100

預証率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
預証率	期 末	7.01
	期 中 平 均	6.16
		10.33
		8.11

(注) 預証率=有価証券÷(預金積金+譲渡性預金)×100

職員1人当りの預金積金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
預金積金残高	1,103	1,130
貸出金残高	730	762

1店舗当りの預金積金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
預金積金残高	15,846	16,387
貸出金残高	10,484	11,049

主要業務に関する事項

役務取引収支の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	227,296	209,195
受入為替手数料	26,937	26,203
その他の受入手数料	200,303	182,931
その他の役務取引等収益	54	61
役務取引等費用	42,550	37,988
支払為替手数料	10,114	10,155
その他の支払手数料	22,421	19,485
その他の役務取引等費用	10,014	8,347

その他業務収支の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
その他業務収益	7,339	5,358
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7,339	5,358
その他業務費用	1,022	649
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	275	496
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	746	152

経費の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
人件費	1,830,285	1,830,287
報酬給料手当	1,435,736	1,479,901
退職給付費用	145,591	95,635
その他	248,957	254,750
物件費	753,145	788,644
事務費	356,222	370,930
固定資産費	116,240	123,704
事業費	61,812	65,334
人事厚生費	17,110	18,347
減価償却費	167,805	177,279
預金保険料	33,953	33,048
税金	128,154	107,570
合計	2,711,585	2,726,501

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	105,151	625,386
支払利息の増減	110,318	421,534

貸出金等に関する指標

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	6,830	4.6%	6,022	3.8%
農 業、林 業	—	—	94	0.0%
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	8,993	6.1%	10,209	6.5%
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	0	0.0%	—	—
情 報 通 信 業	1,435	0.9%	1,343	0.8%
運 輸 業、郵 便 業	1,146	0.7%	916	0.5%
卸 売 業、小 売 業	4,276	2.9%	4,270	2.7%
金 融 業、保 険 業	4,000	2.7%	4,000	2.5%
不 動 産 業	100,572	68.5%	109,363	70.6%
物 品 賃 貸 業	2,030	1.3%	2,296	1.4%
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	677	0.4%	589	0.3%
宿 泊 業	80	0.0%	190	0.0%
飲 食 業	1,242	0.8%	1,093	0.7%
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	857	0.5%	661	0.4%
教 育、学 習 支 援 業	106	0.0%	40	0.0%
医 療、福 祉	65	0.0%	54	0.0%
そ の 他 の サ ー ビ ス	5,291	3.6%	5,292	3.4%
そ の 他 の 産 業	133	0.0%	129	0.0%
小 計	137,740	93.8%	146,570	94.7%
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人(住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	9,039	6.1%	8,122	5.2%
合 計	146,780	100.0%	154,692	100%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保の種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当組合預金積金	882	—	1,079	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	105,426	—	115,568	—
そ の 他	—	—	—	—
小 計	106,308	—	116,648	—
信用保証協会・信用保険	26,424	—	24,139	—
保 証	3,823	40	3,439	41
信 用	10,222	—	10,465	—
合 計	146,780	40	154,692	41

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	508	0.3%	259	0.1%
手 形 貸 付	423	0.2%	357	0.2%
証 書 貸 付	142,381	98.5%	147,359	98.9%
当 座 貸 越	1,111	0.7%	993	0.6%
合 計	144,424	100.0%	148,969	100.0%

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
固 定 金 利	51,769	51,918
変 動 金 利	95,010	102,774
合 計	146,780	154,692

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
消 費 者 ロ ー ン	249	211
住 宅 ロ ー ン	5,936	5,204
合 計	6,185	5,415

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	70,106	47.7%	71,356	46.1%
設 備 資 金	76,673	52.2%	83,336	53.8%
合 計	146,780	100.0%	154,692	100.0%

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	14	6
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	26	35
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫(中 小 企 業 事 業)	—	—
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫(国 民 生 活 事 業)	—	—
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	—	—
独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構	—	—
独 立 行 政 法 人 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	10	14
合 計	51	56

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和6年度	926	762	164	100.0%	100.0%	
	令和7年度	873	733	139	100.0%	100.0%	
危 険 債 権	令和6年度	1,033	682	224	87.7%	63.9%	
	令和7年度	1,022	741	138	86.0%	49.3%	
要 管 理 債 権	令和6年度	142	81	3	59.1%	4.9%	
	令和7年度	111	60	4	58.7%	9.0%	
	三月以上延滞債権	令和6年度	－	－	－	－	－
		令和7年度	－	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	令和6年度	142	81	3	59.1%	4.9%
		令和7年度	111	60	4	58.7%	9.0%
	小 計	令和6年度	2,102	1,526	391	91.2%	67.9%
		令和7年度	2,007	1,535	282	90.6%	60.0%
正 常 債 権	令和6年度	144,774					
	令和7年度	152,793					
合 計	令和6年度	146,877					
	令和7年度	154,800					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸出金償却額・引当額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	0
貸倒引当金繰入額	△ 30	△ 107
合 計	△ 30	△ 107

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	期中増減	期末残高	期中増減
一般貸倒引当金	55	34	57	2
個別貸倒引当金	438	△ 86	326	△ 112
合 計	493	△ 51	383	△ 110

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る取引は行っておりません。

預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	2,123	0.9%	1,860	0.8%
普通預金	54,382	23.7%	51,727	23.0%
通知預金	152	0.0%	112	0.0%
定期預金	167,130	72.9%	165,767	73.9%
定期積金	4,991	2.1%	4,476	1.9%
その他の預金	238	0.1%	177	0.0%
合計	229,019	100.0%	224,122	100.0%

預金者別預金残高

(単位:百万円)

		令和6年度	令和7年度
個人		182,860	188,349
法人		38,990	41,082
一般法人		38,813	40,903
公金		148	149
金融機関		28	29
合計		221,850	229,431

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円)

		令和6年度	令和7年度
固定金利		164,968	173,876
変動金利		—	—
その他		—	—
合計		164,968	173,876

組合員・組合員外別預金残高

(単位:百万円)

		令和6年度	令和7年度
組合員預金		185,983	193,946
組合員外預金		35,866	35,485
合計		221,850	229,431

有価証券に関する指標

有価証券の時価等情報

- (1) 売買目的有価証券
- 該当ございません。
- (2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項 目			令和6年度			令和7年度		
			貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債		—	—	—	—	—	—
	地方債		—	—	—	—	—	—
	社債		—	—	—	—	—	—
	その他の		—	—	—	—	—	—
	小計		—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債		93	84	△ 8	93	73	△ 20
	地方債		359	344	△ 14	459	427	△ 31
	社債		1,000	954	△ 45	1,923	1,846	△ 76
	その他の		—	—	—	—	—	—
	小計		1,452	1,383	△ 69	2,476	2,347	△ 128
合 計			1,452	1,383	△ 69	2,476	2,347	△ 128

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
- 該当ございません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

項 目			令和6年度			令和7年度		
			貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式		19	8	11	24	8	16
	債券		194	194	0	—	—	—
	国債		94	94	0	—	—	—
	地方債		—	—	—	—	—	—
	社債		100	100	0	—	—	—
	その他の		261	244	16	1,564	1,380	183
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計		475	447	28	1,588	1,388	199
	株式		—	—	—	—	—	—
	債券		12,711	13,334	△ 622	19,104	20,248	△ 1,144
	国債		1,650	1,780	△ 129	2,652	2,954	△ 302
	地方債		1,810	1,889	△ 79	2,772	2,991	△ 219
	社債		9,250	9,664	△ 413	13,679	14,302	△ 623
合 計	その他の		812	867	△ 55	425	433	△ 8
	小計		13,524	14,202	△ 678	19,529	20,681	△ 1,152
合 計			14,000	14,650	△ 650	21,117	22,070	△ 952

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

有価証券に関する指標

市場価額のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	108	108
全 信 組 連 出 資 金	1,412	1,412
組 合 出 資 金	0	0
合 計	1,521	1,521

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 組合出資金(全信組連出資金を除く)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	令和6年度	－	－	1,234	604	－	1,838
	令和7年度	－	－	2,206	539	－	2,745
地 方 債	令和6年度	－	483	1,543	142	－	2,169
	令和7年度	－	581	2,516	133	－	3,232
社 債	令和6年度	598	4,571	5,180	－	－	10,350
	令和7年度	697	10,877	4,027	－	－	15,602
株 式	令和6年度	－	－	－	－	128	128
	令和7年度	－	－	－	－	133	133
外 国 証 券	令和6年度	－	－	－	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 証 券	令和6年度	－	－	－	－	1,073	1,073
	令和7年度	－	－	－	－	1,989	1,989
合 計	令和6年度	598	5,055	7,958	746	1,202	15,561
	令和7年度	697	11,459	8,750	673	2,122	23,702

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	債	1,409	9.9%	2,457	13.5%
地 方 債	債	1,515	10.7%	2,818	15.4%
社 債	債	10,229	72.4%	11,334	62.3%
株 式	株	117	0.8%	117	0.6%
外 国 証 券	証	－	－	－	－
そ の 他 の 証 券	証	856	6.0%	1,457	8.0%
合 計	計	14,127	100.0%	18,185	100.0%

商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

金銭の信託及びデリバティブ等商品取扱

該当ございません。

その他の業務

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	他金融機関向け	72,690	101,733	75,224	118,403
	他金融機関から	114,093	116,354	111,694	126,604
代 金 取 立	他金融機関向け	1	10	1	1
	他金融機関から	0	0	0	0

公共債の窓口販売実績

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
国 債	10	70

公共債引受額

該当ございません。

外貨建資産残高

該当ございません。

自己資本の充実の状況

●定性的な開示事項について

[1]自己資本調達手段

- 自己資本額は当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客様による出資金にて調達しています。

[2]自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合では、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
- 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。
- ※「エクスポージャー」… リスクに晒されている資産を指し、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

[3]信用リスクに関する事項

- 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
- 個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣も参加した融資審査会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。
- 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- ※信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失をうけるリスクのことをいいます。

[4]リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関※

- リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は㈱格付投資情報センター(R & I)を採用しております。
- ※エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

[5]信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済資源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
- また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
- 信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この取り扱いについては当組合が定める事務規程等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

[6]派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

[7]証券化エクスポージャーに関する事項

- 証券化取引は行っておりません。

[8]CVAリスクに関する事項

- CVAリスクに該当する事項はありません。

[9]オペレーショナル・リスクに関する事項

- 事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点から重要な管理態勢の整備に努めております。
- 事務部がオペレーショナル・リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会と協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- オペレーショナルリスク相当額の算出は、標準的計測手法を採用しており、BIC(事業規模要素)にILM(内部損失乗数)を乗じて算出しております。また、BICの額は、BI(事業規模指標)にBIの額に応じた掛け目を乗じて算出しております。
- BIの算出方法: BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)、及びFC(金融商品要素)を合計して算出しております。
- ILMの算出方法: ILM(内部損失乗数)は、「1」を使用しております。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無: 該当ございません。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無: 該当ございません。
- ※オペレーショナル・リスクとは、業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれております。

[10]市場リスクに関する事項

- 上場株式に係るリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に報告しております。非上場株式については、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいて運用・管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券に係る会計規程」及び日本証券業協会の「有価証券時価細則」に従った適切な処理を行っております。
- 企画財務部が市場リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会と協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することによって、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

[11]金利リスクに関する事項

- 金利リスクの管理方法は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響度などを定期的に計測し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 企画財務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会と協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響のことをいいます。
- 金利リスク算定の根拠

コ ア 預 金	対 象	☐ 流動性預金全般(当座・普通預金等)
	算 定 方 法	☐ ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
	満 期	☐ 5年以内(平均2.5年)
固定金利貸出の期限前返済		☐ 期限前返済率を3%として算出しています
定期預金の早期解約		☐ 早期解約率を34%として算出しています
金利感応資産負債		☐ 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		☐ 100BP
リスク計測の頻度		☐ 四半期毎(3、6、9、12月末基準)

●定量的な開示事項について

(1)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	15,636	16,146
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,267	3,232
うち、利益剰余金の額	12,408	12,953
うち、外部流出予定額(△)	39	39
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	55	57
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	55	57
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,691	16,203
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	75	72
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	75	72
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	3
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの の額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの の額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	75	76
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	15,616	16,127
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	144,862	157,349
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	4,813	5,030
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,676	162,379
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.43%	9.93%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

[2] 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	144,862	5,794	157,349	6,293
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	144,862	5,794	157,349	6,293
(i) ソブリン向け	1,461	58	1,429	57
(ii) 金融機関向け	14,820	592	13,253	530
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	630	25	660	26
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	15,852	634	19,206	768
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	4,001	160	3,543	141
トラザクター向け	6	0	1	0
(vi) 不動産関連向け	100,321	4,012	110,341	4,413
自己居住用不動産等向け	2,929	117	2,525	101
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	97,392	3,895	107,816	4,312
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(viii) 延滞等向け	1,171	46	1,278	51
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	332	13	315	12
(x) 株式等	1,230	49	2,510	100
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,412	56	1,412	56
(xiv) その他	4,257	170	4,057	162
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,813	192	5,030	201
BI	3,209		3,353	
BIC	385		402	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	149,676	5,987	162,379	6,495

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〔3〕信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	239,486	247,771	146,929	154,875	14,981	22,724	－	－	1,644	1,565
国	外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計		239,486	247,771	146,929	154,875	14,981	22,724	－	－	1,644	1,565
製 造 業		8,750	11,120	6,855	6,045	1,890	5,069	－	－	42	40
農 業 、 林 業		－	94	－	94	－	－	－	－	－	－
漁 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		9,295	10,513	8,993	10,209	299	299	－	－	448	409
電気・ガス・熱供給・水道業		2,287	2,649	0	0	2,284	2,646	－	－	－	－
情 報 通 信 業		1,836	1,746	1,435	1,343	394	394	－	－	14	0
運 輸 業、 郵 便 業		1,473	1,997	1,173	952	300	1,044	－	－	9	6
卸 売 業、 小 売 業		5,085	6,360	4,285	4,281	797	2,075	－	－	120	112
金 融 業、 保 険 業		76,860	68,478	4,000	4,000	4,397	4,298	－	－	－	－
不 動 産 業		101,760	110,819	100,628	109,461	200	200	－	－	65	142
物 品 賃 貸 業		2,032	2,299	2,030	2,296	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		678	592	678	592	－	－	－	－	65	0
宿 泊 業		80	190	80	190	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		1,243	1,094	1,243	1,093	－	－	－	－	16	43
生活関連サービス業、娯楽業		858	662	857	662	－	－	－	－	34	31
教 育、学 習 支 援 業		106	40	106	40	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉		65	54	65	54	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス		5,495	5,396	5,293	5,293	200	100	－	－	87	29
そ の 他 の 産 業		133	129	133	129	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等		4,223	6,608	－	－	4,217	6,596	－	－	－	－
個 人		9,076	8,143	9,068	8,134	－	－	－	－	740	747
そ の 他		8,141	8,779	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		239,486	247,771	146,929	154,875	14,981	22,724	－	－	1,644	1,565
1年以下		69,475	68,941	22,947	25,623	600	700	－	－		
1年超 3年以下		25,894	20,081	12,994	14,114	1,899	3,766	－	－		
3年超 5年以下		12,851	21,547	8,535	13,385	3,285	8,032	－	－		
5年超 7年以下		20,912	15,794	17,041	12,394	3,871	3,400	－	－		
7年超 10年以下		23,538	28,319	19,046	20,328	4,491	5,990	－	－		
10年超		65,405	68,158	64,571	67,324	833	834	－	－		
期間の定めのないもの		13,186	16,519	1,682	1,564	－	－	－	－		
そ の 他		8,221	8,408	109	140	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		239,486	247,771	146,929	154,875	14,981	22,724	－	－		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分等に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、有形固定資産、無形固定資産等の資産が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	20	55	—	20	55
	令和7年度	55	57	—	55	57
個別貸倒引当金	令和6年度	525	438	—	525	438
	令和7年度	438	326	—	438	326
合 計	令和6年度	545	493	—	545	493
	令和7年度	493	383	—	493	383

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	1	0	0	0	1	0	0	0	－	－
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	156	183	183	163	156	183	183	163	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	1	1	1	－	1	1	1	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	0	1	1	0	0	1	1	0	－	0
卸 売 業 、 小 売 業	40	33	33	30	40	33	33	30	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	87	4	4	2	87	4	4	2	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業	77	65	65	－	77	65	65	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	－	－	－	1	－	－	－	1	－	－
生活関連サービス業・娯楽業	1	1	1	0	1	1	1	0	－	－
教 育 、 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	15	17	17	0	15	17	17	0	－	－
そ の 他 の 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	142	129	129	126	142	129	129	126	－	－
合 計	525	438	438	326	525	438	438	326	－	0

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	2,424	－	2,424	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,974	－	3,974	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	2,253	－	2,253	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	73,049	－	73,049	－	14,820	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,101	－	2,101	－	630	30%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	22,663	519	22,399	51	15,852	71%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,386	26,446	5,092	94	4,001	77%
トランザクター向け	－	1,980	－	13	6	45%
不動産関連向け	96,993	－	96,580	－	100,321	104%
自己居住用不動産等向け	5,280	－	5,279	－	2,929	55%
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	91,712	－	91,301	－	97,392	107%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	927	0	926	0	1,171	126%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	335	－	335	－	332	99%
取立未済手形	34	－	34	－	6	20%
信用保証協会等による保証付	24,213	－	24,173	－	1,461	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,230	－	1,230	－	1,230	100%
合計					139,198	

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	2,701	－	2,701	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,153	－	5,153	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	3,458	－	3,458	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,667	－	64,667	－	13,253	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,202	－	2,202	－	660	30%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	29,994	939	29,597	83	19,206	65%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,755	29,071	4,486	86	3,543	77%
トランザクター向け	－	1,545	－	4	1	45%
不動産関連向け	106,120	－	105,628	－	110,341	104%
自己居住用不動産等向け	4,614	－	4,613	－	2,525	55%
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	101,505	－	101,014	－	107,816	107%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	971	－	970	－	1,278	132%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	317	－	317	－	315	100%
取立未済手形	39	－	39	－	7	20%
信用保証協会等による保証付	21,860	－	21,820	－	1,429	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,931	－	1,931	－	2,510	130%
合計					151,887	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	資産の額及び							
	0%	10%	20%	25%	30%	40%	45%	
現金	2,424	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,974	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	2,253	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	70,947	—	2,101	—	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	2,101	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	4,101	—	—	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	16	—	—	—	13	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	13	
不動産関連向け	—	19	473	182	622	346	—	
自己居住用不動産等向け	—	19	473	182	622	346	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	2	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	34	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	9,556	14,616	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	
合計								

	資産の額及び							
	0%	10%	20%	25%	30%	40%	45%	
現金	2,701	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,153	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	3,458	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	61,462	—	3,204	—	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	2,202	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	7,484	—	—	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	11	—	—	—	4	
トランザクター向け	—	—	0	—	—	—	4	
不動産関連向け	—	15	378	160	675	317	—	
自己居住用不動産等向け	—	15	378	160	675	317	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	1	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	39	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	7,525	14,294	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	
合計								

(単位:百万円)

与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）										
	50%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%	250%	合計
令和6年度										
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,424
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,974
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,253
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	73,049
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,101
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	3,974	－	－	8,870	－	5,504	－	－	－	22,451
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	25	－	4,604	－	－	526	－	－	－	5,186
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13
	447	8,386	141	－	4,796	－	81,019	143	－	96,580
	447	3,044	141	－	－	－	－	－	－	5,279
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	5,341	－	－	4,796	－	81,019	143	－	91,301
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	92	－	－	－	－	251	－	582	－	926
	－	－	－	－	－	332	－	－	－	335
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	34
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	24,173
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	1,230	1,230
										232,621

与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）										
	50%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%	250%	合計
令和7年度										
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,701
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,153
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,458
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64,667
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,202
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6,059	—	—	9,715	—	6,421	—	—	—	29,681
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	21	—	4,029	—	—	506	—	—	—	4,573
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	375	6,413	135	—	9,057	—	87,961	137	—	105,628
	375	2,555	135	—	—	—	—	—	—	4,613
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	3,858	—	—	9,057	—	87,961	137	—	101,014
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	81	—	—	—	—	192	—	697	—	970
	—	—	—	—	—	315	—	—	—	317
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,820
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	1,931	1,931
										240,942

自己資本の充実の状況

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	令和6年度			
40%未満	111,370	—	—	111,330
40%～70%	13,276	1,980	0.681	13,286
75%	4,960	24,440	0.339	4,746
80%	—	—	—	—
85%	9,031	345	10.000	8,870
90%～100%	11,500	199	8.726	11,412
105%～130%	81,291	—	—	81,019
150%	825	—	—	725
250%	1,230	—	—	1,230
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	233,486	26,965	0.550	232,621

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	令和7年度			
40%未満	106,607	11	10.000	106,567
40%～70%	13,296	1,544	0.264	13,272
75%	4,352	27,486	0.303	4,165
80%	－	－	－	－
85%	9,995	771	10.000	9,715
90%～100%	16,560	196	8.550	16,493
105%～130%	88,287	－	－	87,961
150%	938	－	－	834
250%	1,931	－	－	1,931
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	241,970	30,010	0.607	240,942

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

〔4〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	991	1,192	35	28	－	－

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

〔5〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

〔6〕証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔7〕出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,093	1,093	2,013	2,013
非 上 場 株 式 等	1,521	1,521	1,521	1,521
合 計	2,615	2,615	3,535	3,535

(注)非上場株式等の時価については、取得価格(帳簿価格)を記載しています。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 27	191

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で確認されない評価損益の額

該当ございません。

〔8〕リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔9〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		令和6年度		令和7年度	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方パラレルシフト	717	0	282	0
2	下方パラレルシフト	0	229	0	767
3	スティープ化	1,216		1,031	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,216	229	1,031	767
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	15,616		16,127	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

※△EVE：金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される数値。

※△NII：金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される数値。

役員等の報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

①報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

②役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	84	132
監 事	16	30
合 計	101	162

注 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事11名、監事3名です。(退任役員を含む)

3. 使用人兼務理事7名の使用人分の報酬は28百万円です。

4. 上記以外に支払った役員賞与金は、理事9百万円、監事1百万円であり、役員退職慰労金は、理事20百万円です。

③その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注 1. 対象職員等には期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることにより動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

索引

ごあいさつ	2
-------	---

概況・組織

当組合の概要・沿革	1
組合員数	1
経営理念・行動指針	2
*事業の組織（組織図）	24
*役員体制（理事及び監事の氏名・役職名）	24
*会計監査人の氏名又は名称	24
*店舗等一覧	29
現金自動機器（ATM）設置状況	29
営業区域・店舗の状況	29

主要事業内容

*主要な事業の内容	26
-----------	----

業務に関する事項

*事業の概況	3～4
*経常収益	35
*経常利益	35
*当期純利益	35
*預金積金残高	35
*貸出金残高	35
*有価証券残高	35
*総資産額	35
*純資産額	35
*単体自己資本比率	35
*出資総額、出資総口数	35
*出資に対する配当金	35
*職員数	35

主要業務に関する事項

*業務粗利益及び業務粗利益率	35
*資金運用収支、役員取引等収支 及びその他業務収支	35
*資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、 資金運用利回り	35
*受取利息、支払利息の増減	36
*総資産経常利益率	36
*総資産当期純利益率	36
*総資金利鞘	36

預金に関する指標

職員1人当りの預金積金残高 / 1店舗当りの預金積金残高	36
*預金種目別平均残高	39
*定期預金金利区分別残高	39
預金者別預金残高	39
組合員・組合員外別預金残高	39

貸出金等に関する指標

職員1人当りの貸出金残高 / 1店舗当りの貸出金残高	36
*預貸率（期末・期中平均）	36
*貸出金業種別残高・構成比	37
*担保の種類別貸出金残高 及び債務保証見返額	37
消費者ローン・住宅ローン残高	37
*貸出金使途別残高	37
*貸出金科目別平均残高	37
代理貸付残高の内訳	37
*貸出金金利区分別残高	37

有価証券に関する指標

*預証率（期末・期中平均）	36
*有価証券の時価等情報	39
*市場価額のない株式等及び組合出資金	40
*有価証券の種類別・残存期間別残高	40
*有価証券の種類別平均残高	40

経営管理体制

*コンプライアンス態勢	17
*リスク管理体制	18

財産の状況

*貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分計算書	31～34
*法定監査の状況 財務諸表の適正性及び 内部監査の有効性	32
◎協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	38
*貸出金償却額・引当額	38
*貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	38
*商品有価証券の種類別平均残高、 金銭の信託及びデリバティブ等商品取扱	40
外貨建資産残高	40
*自己資本の充実の状況（定性的な開示事項）	41
*自己資本の充実の状況（定量的な開示事項）	42～50

その他の業務

内国為替取扱実績	40
公共債の窓口販売実績	40
公共債引受額	40
手数料一覧	25

その他

通常総代会の開催・総代会制度について	5
総代選挙について	6
お客様アンケート調査について	7～9
第7次中期経営計画について	10
地域・社会貢献活動について	11～12
地域密着型金融の取り組み	13～14
経営者保証に関するガイドラインへの対応	14
SDGs宣言について	15～16
苦情処理措置・紛争解決措置について	17
反社会的勢力に関する基本方針	17
マネー・ローダリング及び テロ資金供与対策に係る基本方針	19
サイバーセキュリティ管理基本方針	20
ATMオンラインネットワークサービスについて	20
取引時確認のお願い	21
振り込め詐欺救済法への対応について	22
預金者保護法への対応について	22
金融商品に係る勧誘方針・保険募集指針	23
主要な業務のご案内	26
主要な商品のご案内	27～28
役員等の報酬体系について	51

各開示項目は上記のページに記載しております。
 *印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に、
 ◎印は「協金法」及び「金融再生法」に規定されている法定開
 示項目です。
 ※開示項目のうち該当がないものにはついては、記載いたし
 ておりません。



みなさまの〈のぞみ〉をかなえるパートナー

のぞみ信用組合

<https://www.nozomi.shinkumi.jp>